

福島県除染作業暫定積算基準

令和7年4月

福島県生活環境部

改正履歴

番号	日時	改正概要
1	平成 24 年 8 月 15 日	初版作成
2	平成 24 年 9 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般管理費等の契約保証を計上する場合の対象金額を修正 ● 高所作業車運転工に係る対象部位及び工法の追加 ● 誤植の頁番号を修正
3	平成 24 年 11 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般管理費率の補正の注意書きを削除 ● 賠償責任保険料一覧表を追加 ● 上記に伴う頁数の変更
4	平成 25 年 5 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 共通仮設費に係る率に含まれるもの及び積み上げるものに追記 ● 住宅地等に係る対象部位及び工法の追加及び改正 ● 公共施設に係る対象部位及び工法を新設 ● 道路等に係る工法の改正 ● 共通に係る対象部位及び工法を新設 ● 上記に伴う頁数の変更
5	平成 25 年 5 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 機械運転単価表の一部において、運転日から運転時間に修正 ● トラック運転単価表の軽油数量を、26.09→23.0 に訂正 ● 1.4.4.2 樹木剪定（寄植）を削除及び目次修正 ● 単位などの誤謬訂正。
6	平成 25 年 12 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 共通仮設費の率内・積み上げ項目の一部を改正。 ● 追加調査結果による全面的な改正。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 剥ぎ取り・被覆に関し人力施工・機械併用に分離 ➢ 吸引型高圧洗浄に関し、面積区分を設定 ● 公共施設・道路について「除染特別地域に係る除染工事等暫定積算基準」を準用 ● 農地・森林・運搬について新設。「除染特別地域に係る除染工事等暫定積算基準」を準用 ● 排水処理・減容化について新設。関連歩掛を共通から移行。 ● 足場工において、新規工種を追加。 ● 上記に係り構成を変更。
7	平成 26 年 5 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 共通仮設費及び現場管理費に乗じる補正率を改正。(H26.2.19 通知) ● 共通仮設費率及び現場管理費率の率対象下限値の見直し。 ● 除染保険料の改正。(H26.5.1 通知) ● 共通仮設費に積み上げるものに「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度に登録するための費用」を追記。(H26.4.3 通知)
8	平成 27 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 2.1 作業費の基本構成を改正。 ● 賠償責任保険料の計上方法の変更。 ● 追加調査結果による改定。 ● 局所除染（住宅地等）について新設。
9	平成 28 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 追加調査結果による局所除染（住宅地等）の改定
10	平成 28 年 5 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 共通仮設費率及び現場管理費率の改正。 ● 準備費及び安全費の②積み上げ計算による内容を改正
11	平成 29 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 賠償責任保険料の改定 ● 上記に伴う頁数の変更

		<ul style="list-style-type: none"> ● 「除染特別地域における除染等工事暫定積算基準」参照の記載を一部修正
12	平成 29 年 5 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 共通仮設費及び現場管理費の施工地域を考慮した補正方法の改正 ● 安全費のイメージアップ経費の名称を「現場環境改善費」に変更
13	平成 30 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 賠償責任保険料の改定
14	平成 30 年 5 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般管理費等率の改定
15	平成 30 年 7 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 共通仮設費率、現場管理費率の改定
16	平成 31 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 共通仮設費、現場管理費について、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済の値に改定 ● 賠償責任保険料の改定
17	令和 2 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 賠償責任保険料の改定
18	令和 3 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 賠償責任保険料の改定
19	令和 4 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 賠償責任保険料の改定
20	令和 4 年 5 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般管理費率の改定
21	令和 5 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 賠償責任保険料の改定
22	令和 6 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 賠償責任保険料の改定 ● 2 作業費の構成「2.1 作業費の基本構成」「表 1-1 設計工事費の基本構成（詳細）」の現場管理費の算出基準を改訂。 ● 2 作業費の構成「2.2 直接作業費」「（3）直接経費」の特許使用料を改訂。 ● 2 作業費の構成「2.5 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整及びスライド条項の運用について」及び「2.6 工事積算における熱中症対策について」を新規に追加。 ● 第 3 章 環境省積算基準等通知資料を新規に追加。
23	令和 7 年 1 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 第 3 章 環境省積算基準等通知資料のうち、「週休 2 日制工事の試行について」を改正
24	令和 7 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>賠償責任保険料の改正</u>

目次

第1章 総則	3
1 適用範囲等	3
1.1 適用範囲	3
1.2 留意事項	3
2 作業費の構成	2
2.1 作業費の基本構成	2
2.2 直接作業費	8
2.3 間接費	10
2.4 消費税等相当額	18
2.5 随意契約方式により発生する場合の間接工事費等の調整及びスライド条項の適用について	36
2.6 工事積算における熱中症対策について	33
2.7 賠償責任保険	36
第2章 暫定歩掛	38
1 住宅地等	39
1.1 屋根、屋上	39
1.1.1 屋根(コンクリート以外)	39
1.1.1.1 高圧水洗浄	39
1.1.1.2 高所作業車運転工 (部位：屋根, 工法：高圧水洗浄)	40
1.1.1.3 高所作業車運転工 (部位：屋根, 工法：拭き取り)	40
1.1.1.4 高所作業車運転工 (部位：屋根, 工種：ブラシ洗浄)	40
1.2 樋	41
1.2.1 軒樋	41
1.2.1.1 堆積物の除去	41
1.2.1.2 拭取り	42
1.2.1.3 高圧水洗浄	43
1.2.1.4 高所作業車運転工 (部位：樋, 工種：高圧水洗浄)	44
1.2.1.5 高所作業車運転工 (部位：樋, 工種：拭き取り)	44
1.3 壁	45
1.3.1 壁	45
1.3.1.1 高圧水洗浄	45
1.3.1.2 高所作業車運転工 (部位：壁, 工種：高圧水洗浄)	46
1.3.1.3 高所作業車運転工 (部位：壁, 工種：拭き取り)	46
1.3.1.4 高所作業車運転工 (部位：壁, 工種：ブラシ洗浄)	46
1.4 庭	47
1.4.1 未舗装面	47
1.4.1.1 堆積物の除去	47
1.4.1.2 除草 (高密度)	48
1.4.1.3 除草 (低密度)	49
1.4.1.4 砂利、碎石、玉砂利の除去_機械併用	50
1.4.1.5 砂利、碎石、玉砂利の除去_人力	51
1.4.1.6 砂利、碎石、玉砂利の被覆_機械併用	52
1.4.1.7 砂利、碎石、玉砂利の被覆_人力	53
1.4.1.8 表土の削り取り_機械併用	54
1.4.1.9 表土の削り取り_人力	55

1.4.1.10	土地表面の被覆_機械併用	56
1.4.1.11	土地表面の被覆_人力	57
1.4.1.12	庭木の剪定	58
1.4.2	舗装面	59
1.4.2.1	堆積物の除去	59
1.4.2.2	ブラシ洗浄	60
1.4.2.3	高压水洗浄	61
1.4.3	側溝	62
1.4.3.1	側溝等の堆積物の除去	62
1.4.3.2	高压水洗浄	63
1.4.4	樹木剪定	64
1.4.4.1	樹木剪定（1本立）	64
1.5	足場工	65
1.5.1	足場工（単管足場）	66
1.5.2	足場工（枠組足場）	67
1.5.3	足場工（脚立足場）	68
1.5.4	養生シート張り	69
1.5.5	足場・養生シート張り賃料の基本料	69
1.6	機械運転単価表	70
2.1	学校	76
2.2	公園	76
2.3	大型施設	76
3	道路	76
4	農地	76
4.1	田・畑	76
4.2	草地	76
4.3	果樹	76
5	森林	76
6	排水処理	77
6.1	排水処理	77
6.1.1	排水処理	77
7	運搬	78
8	減容化	79
8.1	草木等の破砕	79
8.1.1	チップ処理	79
9	共通	80
9.1	吸引型高压洗浄機	80
9.1.1	吸引型高压洗浄機	80
10	住宅地等（局所除染）	82
10.1	共通事項	82
10.2	軒	82
10.2.1	軒樋	82
10.3	庭	83
10.3.1	未舗装面	83
10.3.1.1	堆積物の除去（局所）	83
10.3.1.2	除草（局所）	83

10.3.1.3 表土の削り取り（局所）	86
10.3.1.4 砂利、碎石、玉砂利の除去（局所）	86
10.3.1.5 土地表面の被覆（局所）	87
10.3.1.6 砂利、碎石、玉砂利の被覆（局所）	88
10.3.2 側溝	89
第3章 環境省積算基準等通知資料	90

第1章 総則

1 適用範囲等

1.1 適用範囲

本積算基準は、福島県内汚染状況重点調査地域の除染作業を業務委託に付する場合において、原則、次の除染対象に適用する。

- ①住宅
- ②公共施設・商業施設・工場
- ③道路
- ④農地・森林
- ⑤仮置場や現場保管施設等

また、本基準については、暫定基準であることから標準的指標を示すものではなく、現場条件等を勘案のうえ適切に適用することとし、本基準を適用することが不適當または困難であると認められるものについては、他機関が発刊又は示す基準を適用することも差し支えないものとする。

1.2 留意事項

本基準は、あくまでも標準的な除染作業を想定した予定価格を算出するためのツールであって、実際の除染作業における工法や機械を規定するのではない。

2 作業費の構成

2.1 作業費の基本構成

作業費の構成を図1-1に示す。また、当該構成の詳細を表1-1に示す。

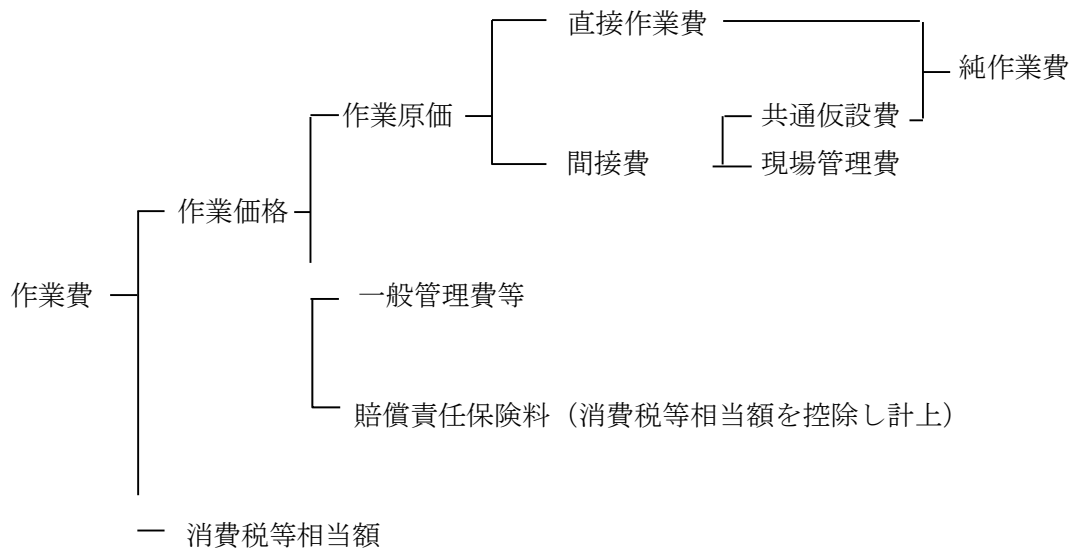


図1-1 作業費の基本構成

表 1 - 1 設計作業費の基本構成（詳細）

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 算定基準	6 内容	
作業費	作業価格	作業原価	1			<p>「作業費」とは作業価格並びにこれに対応する消費税等相当額の合計額をいう。「作業価格」とは事業の主体をなす施設の作業（作業に必要な準備工を含む。以下「本作業」という。）の施工に必要な経費で次に掲げる経費の合計額をいう。</p> <p>直接作業費は、箇所又は作業種類により各作業部門を工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の3要素について積算するものとする。</p> <p>本作業に直接必要なゼオライト、セメント、砕石、鋼材等資材の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、「除染作業設計資材単価等決定基準」に基づき、事業実施可能な単価とする。</p> <p>本作業に直接必要な賃金等の人件費をいう。この労務単価は、「設計労務単価」に基づき決定するものとする。</p> <p>作業を施工するために直接必要とする経費であり、次のものの合計額をいう。 ①特許権使用料 契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用 ②水道、光熱、電力料 作業を実施するために必要な電力電灯使用料及び用水使用料 ③機械経費 施工するために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く）</p>
			直接作業費		当該年度摘要の積算基準、材料費及び労務費、本歩掛を基本とし、事業箇所の実情に即して算定。	
			(1) 材料費			
			(2) 労務費			
			(3) 直接経費	直接必要とする額		

		2 間 接 費	(1) 共 通 仮 設 費	(率計算の算定式) $Kr = A \cdot P^b$ ただし Kr : 共通仮設費率 P : 対象額 A, b : 変数値 (注) Kr の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	共通仮設費及び現場管理費の合計額をいう。 (1)共通仮設費の算定は、所定の率計算による額と積上げ計算による額と加算して行うものとする。 ①率計算による部分(※1) 下記に定める対象額ごとに求めた率に当該対象額を乗じて得た額とする。 対象額(P)=直接作業費+(支給品費)+事業損失防止施設費																							
				対象額	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																				
				適用区分	下記の率とする	算定式より算出された率とする。ただし変数値は下記による。		下記の率とする。																				
						A	b																					
				率	17.54%	112.65	-0.1247	8.51%																				
				(注) この表は「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」(平成26年2月3日付け国技建第3号)に基づき共通仮設費率に1.5を乗じた補正済みの値である。 積上げ計算による部分 現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積み上げるものとする。 ※1: 共通仮設費率の補正 下表の適用条件に該当する場合、共通仮設費率に補正係数を乗じるものとする。																								
				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街地(DID補正)</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り(1)</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上 の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止 めの場合は対象外とする。</td> <td>1.3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り(2)</td> <td>一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う 場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td>1.2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>施工地域が人事院規制における特勤手当を支給するた めに指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.3</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>			適用条件		補正係数	適用優先	施工地域	対象	市街地(DID補正)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	1	一般交通影響有り(1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上 の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止 めの場合は対象外とする。	1.3	2	一般交通影響有り(2)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う 場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	3	山間僻地及び離島	施工地域が人事院規制における特勤手当を支給するた めに指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	4
適用条件		補正係数	適用優先																									
施工地域	対象																											
市街地(DID補正)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	1																									
一般交通影響有り(1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上 の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止 めの場合は対象外とする。	1.3	2																									
一般交通影響有り(2)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う 場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	3																									
山間僻地及び離島	施工地域が人事院規制における特勤手当を支給するた めに指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	4																									
				(注) ・市街地とは、作業地域が人工集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地 域別人口密度が4,000人/km ² 以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 ・適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。																								

			(2) 現場 管理費	現場管理費は、次の算定式により算定した率を乗じて得た額の範囲内とする。 なお、資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象とする。	受託者が作業を実施するために必要な労務管理費、安全訓練に要する費用、外注経費、租税公課、保険料等の費用（※2）																					
				(率計算の算定式) $J_o = A \cdot N_p^b$ ただし J_o : 現場管理費率 (%) N_p : 対象純作業費 (単位円)	対象純作業費 = 純作業費 (直接作業費 + 共通仮設費) + 支給品費																					
				純作業費	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																		
				適用区分率	下記の率とする。	算定式より算出された率とする。ただし変数値は下記による。		下記の率とする																		
				率	38.86%	A 99.00	b -0.0627	27.00%																		
<p>(注) この表は「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」（平成26年2月3日付け国技建第3号）に基づき現場管理費率に1.2を乗じた補正済みの値である。</p> <p>※2：現場管理費の補正</p> <p>1) 作業期間、作業時期等を考慮して現場管理費率を2%の範囲内で適切に補正することができる。</p> <p>2) 下表の適用条件に該当する場合、現場管理費率に補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="743 783 1926 1157"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街地 (DID 補正)</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (1)</td> <td>2車線以上 (片側1車線以上) かつ交通量が5,000台/日以上の上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (2)</td> <td>一般交通影響有り (1) 以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>施工地域が人事院規制における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.0</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ・市街地とは、作業地域が人工集中地区 (D I D 地区) 及びこれに準ずる地区をいう。なお、D I D 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>・適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。</p> <p>3) 資材等を支給するときは、当該支給品費を純作業費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純作業費とする。</p> <p>4) ヘリコプターの飛行経費、は対象額に含めない。</p>					適用条件		補正係数	適用優先	施工地域	対象	市街地 (DID 補正)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	1	一般交通影響有り (1)	2車線以上 (片側1車線以上) かつ交通量が5,000台/日以上の上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	2	一般交通影響有り (2)	一般交通影響有り (1) 以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	3	山間僻地及び離島	施工地域が人事院規制における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	4
適用条件		補正係数	適用優先																							
施工地域	対象																									
市街地 (DID 補正)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	1																							
一般交通影響有り (1)	2車線以上 (片側1車線以上) かつ交通量が5,000台/日以上の上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	2																							
一般交通影響有り (2)	一般交通影響有り (1) 以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	3																							
山間僻地及び離島	施工地域が人事院規制における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	4																							

	一般管理費	<p>一般管理費は次の算定式により算出した額の範囲内とする。</p> <p>なお、一般管理費等の算出の場合、支給品費及びヘリコプターの飛行経費は算出基準の対象としない。</p> <p>① 前払金支出割合が 35%を超える場合</p> <p>② 算定式</p> $G_p = -4.97802 \times LOG(C_p) + 56.92101 \quad (\%)$ <p>ただし、</p> <p>G_p : 一般管理費等率 C_p : 作業原価 (単位円)</p> <p>(注) G_p の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。</p> <p>(作業原価 = 純作業費 + 現場管理費)</p>	<p>受注者が作業を実施するために必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、 通信交通費等の費用</p>																				
		<table border="1"> <tr> <td>作業原価</td> <td>500 万円以下</td> <td>500 万円を超え 30 億円以下</td> <td>30 億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>23.57%</td> <td>②の算定式により算出された率</td> <td>9.74%</td> </tr> </table>	作業原価	500 万円以下	500 万円を超え 30 億円以下	30 億円を超えるもの	一般管理費等率	23.57%	②の算定式により算出された率	9.74%													
作業原価	500 万円以下	500 万円を超え 30 億円以下	30 億円を超えるもの																				
一般管理費等率	23.57%	②の算定式により算出された率	9.74%																				
		<p>③ 一般管理費率の補正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前払金支出割合区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0%から 5%以下</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>5%を超え 15%以下</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>15%を超え 25%以下</td> <td>1.03</td> </tr> <tr> <td>25%を超え 35%以下</td> <td>1.01</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)・ 上記①及び②で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。補正後の一般管理費等は上記③による補正係数に標準の一般管理費を乗じて得た額。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約保証の方法</th> <th>補正值 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発注者が金銭的保証を必要とする場合</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>発注者が役務的保証を必要とする場合</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>補正しない</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注 1) 上記以外の場合の具体例は以下のとおり。</p> <p>(1) 福島県財務規則第 229 条関係の規定により契約保証金の減免が出来る業務委託契約である場合。</p> <p>(注 2) 契約保証にかかる費用を計上する場合は、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 契約保証に係る費用は当初設計において計上するものとし、その後、設計変更が生じても当初のまま固定し、変更しないものとする。</p> <p>(2) 契約保証にかかる費用は、契約保証に係る補正值を含まずに算出した当初設計額が、3, 0 0 0 千円以上 (消費税含む) の場合に限り計上するものとする。</p>	前払金支出割合区分	補正係数	0%から 5%以下	1.05	5%を超え 15%以下	1.04	15%を超え 25%以下	1.03	25%を超え 35%以下	1.01	契約保証の方法	補正值 (%)	発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04	発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09	上記以外の場合	補正しない			
前払金支出割合区分	補正係数																						
0%から 5%以下	1.05																						
5%を超え 15%以下	1.04																						
15%を超え 25%以下	1.03																						
25%を超え 35%以下	1.01																						
契約保証の方法	補正值 (%)																						
発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04																						
発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09																						
上記以外の場合	補正しない																						

消費税等相当額	消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。
賠償責任保険料	除染作業を行うことによって生じる追加的な賠償責任に係る経費を担保する保険料については、消費税等相当額分をあらかじめ控除した保険料を計上する。(間接費対象外)

「処分費等」の取扱い

「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む作業の積算は、当該処分費等を直接作業費に計上し、間接費等の積算は、下表のとおりとする。
なお、除染廃棄物については、対象としない。

- a. 処分費(再資源化施設の受入費を含む)
- b. 上下水道料金
- c. 有料道路利用料

区 分	処分費等が「共通仮設費対象額 (P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合が3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合が3%を超える場合または処分費等が3千万円を超える場合
共通仮設費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。
現場管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。
一般管理費等	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。

- (注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。なお、準備費に含まれる処分費は、伐開、除根等に伴うものである。
2. これにより難しい場合は別途考慮するものとする。

2.2 直接作業費

直接作業費とは、除染作業をおこなううえで直接投入される費用で、たとえば、客土では、購入土、足場や高圧洗浄機など直接的に用いられる機械経費等が含まれる。直接作業費の構成を図2-1に示す。

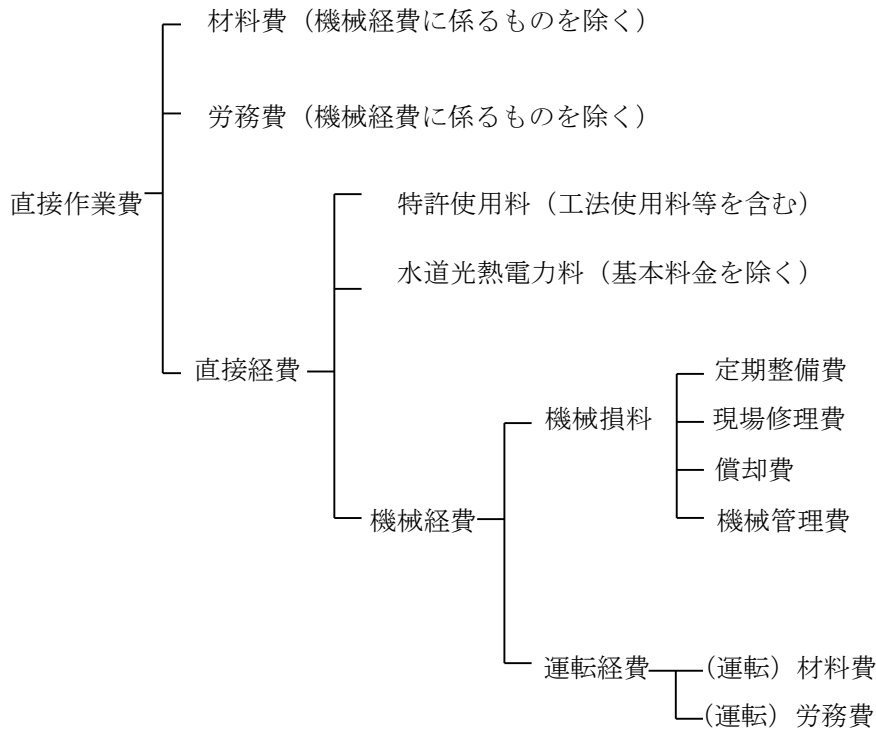


図2-1 直接作業費の構成

(1) 材料費

材料費は、その所要数量に材料単価を乗じて算出される。

1) 数量

数量は作業を実施するに直接必要となる標準使用量に運搬、貯蔵、施工中の損失量等を実情に即して加算する。

2) 材料単価

材料単価は原則として現場着単価（現場の材料置場までの着単価で現場内の小運搬は含まない。）とし、設計時に実際に購入できる適正な価格を計上するものとする。

現場着単価には、材料購入場所から現場までの運搬費用は含まれているので作業現場が山間地等特殊な場所のときは、運搬費用が材料の市場価格よりも大きくなることもある。

また、材料単価といった場合にそれが現場着単価であるのか、一般の市場価格（運搬費は含まない。）なのか二重の計上にならないように確認しておく必要がある。

3) 材料単価の決定

材料単価の決定方法は、除染作業設計資材単価等決定基準によるものとする。

(2) 労務費

労務費はその所要人員に公共工事設計労務単価を乗じて算出される。

1) 所要人数

員数は原則として第2章 暫定歩掛 による。なお、当該歩掛以外の歩掛を採用するときは、その根拠をだれにでも理解できるよう明確にしておかなければならない。

2) 労務単価

労務単価は、労務者に支給される賃金であって、熟練度、能力は普通程度とし直接作業に従事する昼間実働8時間に対する基本給をいう。夜間作業等の場合は、その労働条件に応じて割増することができる。

(3) 直接経費

直接経費は、1) 特許使用料、2) 水道光熱電力料、3) 機械経費に区分される。

1) 特許使用料

除染等工事費の積算において必要な特許使用料の算定については、次のとおりとする。ただし、これにより難しい場合は別途考慮するものとする。

①特許使用料の適用

特許使用料の適用は、特許権等に係る施工法・試験法・製造法並びに特許権、実用新案権及び意匠権等を用いて施工・製作させた装置等、工業所有権等に係るもの全てを対象とした特許工法等とし、特許法に基づく手続きのうち、設定登録が完了している場合及び出願を完了し、かつ、設定登録が完了していない手続き期間において、当該工法等を使用する積算に適用する。また、特許使用料を計上するのは、共有特許及び民間特許工法等を使用する場合とする。

②特許使用料の積算

特許使用料は、工事を施工するのに直接必要とする経費とし、その算定は契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額である。

2) 水道光熱電力料等

水道光熱電力料等には、作業を実施するに必要な電力、電灯使用料及び上下水道料金で、機械固有の時間当たり使用量から供給機関の規定に従って、個別に算定する。光熱電力料の使用料金は直接作業費で計上するが、基本料金は共通仮設費に計上する。

3) 機械経費

機械経費は、作業を実施するに必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）で、その算定は請負工事機械経費積算要領（昭和49年3月15日付け建設省 機発第44号）及び建設機械等賃料積算基準（平成8年3月13日付け建設省経機発第26号）によるほか、適正と認められる実績又は資料により算定する。

2.3 間接費

間接費とは、個々の除染作業に専属的に投入される費用ではなく、作業全体を通じて共同的に必要とする費用で、たとえば、現場事務所の設置維持、安全管理及び安全対策に要する費用等がこれに含まれる。間接費の構成は図2-2に示すように、共通仮設費と現場管理費からなるが、直接積算できるものと直接に積算ができないために直接作業費の比率によって積算するものがある。

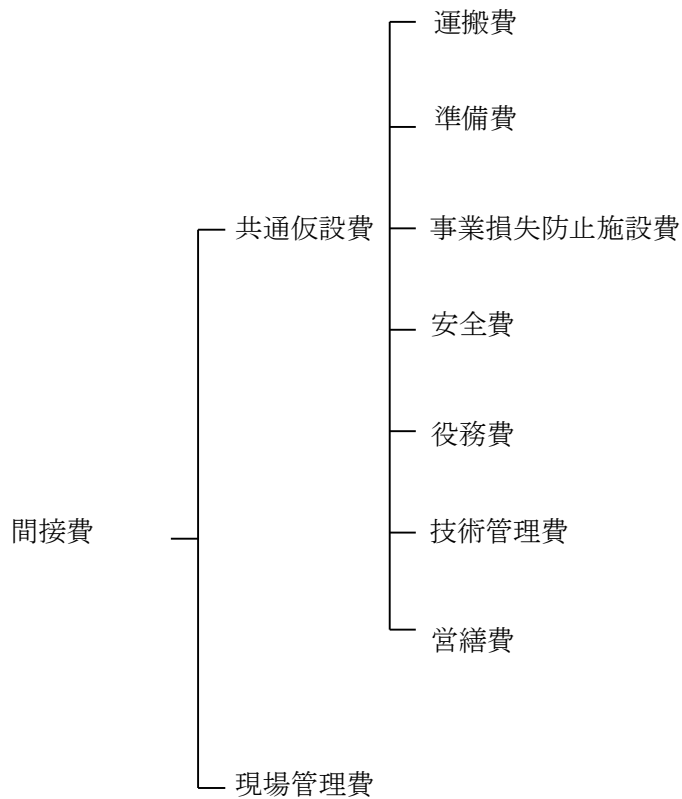


図 2 - 2 間接作業費の構成

(1) 共通仮設費

共通仮設費は、①率計算による金額と②積上げ計算による金額とを加算して求める。表1-2は共通仮設費の区分と積算内容を項目別に積上げ計算と率計算の内容に分けてまとめたものである。

表1-2 共通仮設費の区分と積算内容

項目	①率計算による内容	②積上げ計算による内容
運搬費	(1) 質量 20 t 未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬 (2) 器材等（型枠材、支保材、足場材、敷鉄板等）の搬入、搬出及び 現場内小運搬 (3) 建設機械の自走による運搬 (4) 建設機械等の日々回送（分解・組立、輸送）に要する費用 (5) 質量 20 t 以上の建設機械の現場内小運搬 (6) 重建設機械の分解・組立及び輸送の中で、トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型 20～50t 吊）、ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型 20～70t 吊）の分解・組立及び輸送に要する費用	(1) 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬 (2) 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板等）の運搬。ただし、敷鉄板については敷鉄板 設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。 (3) 重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用{トラッククレーン（油圧伸縮ジブ 型 20t～50t 吊）、ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型 20t～70t 吊）を除く} (4) 賃料適用のトラッククレーン（油圧伸縮ジブ型 80t 吊以上）及びクローラクレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 35t 吊以上）の分解組立時にかかる本体賃料及び運搬中の本体賃料 (5) 車両等の洗浄に要する費用

準備費	<p>(1) 準備及び後片付けに要する費用</p> <p>① 着手時の準備費用</p> <p>② 施工期間中における準備、後片付け費用 敷地内の簡易な支障物の仮移設に要する費用</p> <p>③ 完成時の後片付け費用</p> <p>(2) 調査・測量、丁張り等に要する費用</p> <p>① 作業着手前の基準測量等の費用</p> <p>② 平面、縦、横断面図の照査等の費用</p> <p>③ 用地幅杭等の仮移設等の費用</p> <p>④ 丁張りの設置等の費用</p> <p>(3) 準備作業に伴う、伐開、除根、除草による現場内の集積・積み込み及び整地、段切り、すりつけ等に要する費用</p>	<p>(1) 作業実施上必要な準備作業に要する費用 敷地内の簡易な支障物以外の仮移設に要する費用 (率計算内容以外のものに限る)</p> <p>(2) 仮置場等の伐開、除根等に伴い発生する建設廃棄物等を作業現場外に搬出する運搬及び処分に要する費用</p> <p>(3) 準備作業に伴い発生する交通誘導員の費用については、直接作業費に積上げ計上する。</p> <p>(4) 森林除染における準備作業に伴う伐開、除根、除草に該当しない竹や雑灌木等の支障物の除去に伴う費用。</p>
事業損失防止施設費	—	<p>(1) 作業実施に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費・撤去費及び当該仮施設の維持管理等に要する費用</p> <p>(2) 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用</p>

<p>安全費</p>	<p>(1) 作業地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用</p> <p>(2) 不稼働日の保安要員等の費用</p> <p>(3) 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料</p> <p>(4) 夜間作業その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用</p> <p>(5) 酸素欠乏症の予防に要する費用</p> <p>(6) 粉じん作業の予防に要する費用（サージカルマスク等の簡易な防じん対策に要するもの）</p> <p>(7) 安全用品等の費用</p> <p>(8) 除染作業員の放射線管理を指揮監督する者（放射線管理責任者）を総括安全衛生管理者等が兼務する場合や安全委員会等に要する費用</p>	<p>(1) 鉄道、空港関係施設等に近接した作業現場における出入口等に配置する安全管理員等に要する費用</p> <p>(2) バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等の現場環境改善に要する費用</p> <p>(3) 高圧作業の予防に要する費用</p> <p>(4) 河川及び海岸の作業区域に隣接して航路がある場合の安全標識、警戒船運転に要する費用</p> <p>(5) 放射線障害の予防に要する次の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射能防護服 ・ 防じんマスク ・ 個人線量計 ・ 健康診断費（内部被ばく検査、電離放射線健康診断、一般健康診断追加分） ・ スクリーニングに要する費用 <p>(6) 除染作業員の放射線管理を指揮監督する者（放射線管理責任者）を専任する場合に要する費用</p> <p>(7) 除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度に登録するための費用（ただし、諸経費は含まない）</p> <p>(8) その他、現場条件等により積上げを要する費用</p>
------------	--	---

役務費	—	<ul style="list-style-type: none"> (1) 土地の借上げ等に要する費用 (2) 電力、用水等の基本料 (3) 電力設備用作業負担金
技術管理費	<ul style="list-style-type: none"> (1) 品質管理基準に記載されている項目に要する費用 (2) 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 (3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用 (4) 完成図、マイクロフィルムの作成及び電子納品等に要する費用 (5) 建設材料の品質記録保存に要する費用 (6) コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 (7) コンクリートの単位水量測定、ひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用 (8) 塗装膜厚施工管理に要する費用 (9) 施工管理で使用するOA機器の費用 (10) 品質証明に係る費用（品質証明費） 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 特殊な品質管理に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 放射性物質濃度測定試験 ➢ 土壌分析調査試験 ・地質調査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験 ・除染等の処置に伴う放射線測定に要する費用 (2) 現場条件等により積上げを要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・軟弱地盤における計器の設置・撤去及び測定・とりまとめに要する費用 ・試験盛土等の作業に要する費用 (3) 施工合理化（歩掛）調査、諸経費動向調査に要する費用 (4) 除染等の措置等の放射線量測定に要する費用 (5) その他前記(1)～(2)に含まれない項目で特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用

<p>営繕費</p>	<p>(1) 現場事務所、試験室等の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用</p> <p>(2) 労働者宿舎の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用</p> <p>(3) 倉庫及び材料保管場の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用</p> <p>(4) 労働者の輸送に要する費用（「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」（平成 24 年 2 月 29 日付け国土交通省技建発第 6 号）に基づき計上したものを含む）</p> <p>(5) 上記(1)～(3)に係る土地・建物の借上げに要する費用</p>	<p>(1) 監督員詰所及び火薬庫の営繕（設置・撤去、維持・補修）に要する費用</p> <p>監督職員詰所及び火薬庫等の設置は、作業期間、作業場所、作業時期、作業規模、監督体制等を考慮して必要な経費を積上げるものとする。</p> <p>(2) 現場事務所、監督職員詰所等の美装化、シャワーの設置、トイレの水洗化等に要する費用</p> <p>(3) その他、現場条件等により積上げを要する費用</p>
------------	--	---

（２）現場管理費

現場管理費の項目及び内容は次のとおりと

する。（イ）労務管理費

除染作業者に係る次の費用とする。

（あ） 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）

（い） 慰安、娯楽及び厚生に要する費用

（う） 直接作業費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用

（お） 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する

費用（ロ） 安全訓練等に要する費用

除染作業者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用（放射線防護に関するものも含む）

（ハ） 租税公課

固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。

（ニ） 保 険 料

自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く。）、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料（賠償責任保険は除く。）

（ホ） 従業員給料手当

現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与。ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、作業指揮者（世話役）等で純作業費に含まれる現場従業員の給料等は除く。

- (へ) 退職金
現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額
- (ト) 法定福利費
現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
- (チ) 福利厚生費
現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用
- (リ) 事務用品費
事務用消耗品、新聞、参考図書等購入費
- (ヌ) 通信交通費
通信費、交通費及び旅費
- (ル) 交際費
現場への来客等の応対に要する費用
- (ヲ) 補償費
作業の実施に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費
ただし、臨時にして巨額なものは除く。
- (ワ) 外注経費
作業を専門業者等に外注する場合に必要な経費
- (カ) 工事登録等に要する費用
作業実績の登録等に要する費用
- (ヨ) 動力・用水熱費
現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫及び材料保管庫で使用する電力、用水、ガス等の費用(基本料金含む)
- (タ) 雑費
(イ)から(ヨ)までに属さない諸費

(3) 一般管理費

- ① 一般管理費の項目及び内容は次のとおりとする。

- イ 役員報酬
取締役及び監査役に対する報酬
- ロ 従業員給料手当
本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与
- ハ 退職金

退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金

ニ 法定福利費

本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額

ホ 福利厚生費

本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用

ヘ 修繕維持費

建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等

ト 事務用品費

事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費

チ 通信交通費

通信費、交通費及び旅費

リ 動力、用水光熱費

電力、水道、ガス、薪炭等の費用

ヌ 調査研究費

技術研究、開発等の費用

ル 広告宣伝費

広告、公告、宣伝に要する費用

ヲ 交 際 費

本店及び支店などへの来客等の応対に要する費用

ワ 寄 付 金

カ 地代家賃

事務所、寮、社宅等の借地
借家料

ヨ 減価償却費

建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額

タ 試験研究費償却

新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用
の償却額

レ 開発費償却

新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した
費用の償却額

ソ 租税公課

不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他
の公課

ツ 保 険 料

- 火災保険及びその他の損害
保険料
- ネ 契約保証費
契約の保証に必要な費用
- ナ 雑 費
電算等経費、社内打ち合せ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用

② 付加利益

- イ 法人税、都道府県民税、市町村民税等
- ロ 株主配当金
- ハ 役員賞与（損金算入分を除く）
- ニ 内部留保金
- ホ 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

2.4 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

※ 作業原価に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税等相当分を含まないものとする。

2.5 随意契約方式により発注する場合の間接工事費等の調整及びスライド条項の運用について

随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整及びスライド条項の運用については、下記の国土交通省土木工事積算基準に基づき取り扱うこと。

- (1) 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について

1 随意契約方式により工事を発注する場合の調整等について
 随意契約方式により工事を発注する場合は、次のとおりとする。

(1) 調整対象となる工事

- 1) 現工事の施工業者と随意契約方式にて発注する工事とする。
- 2) 繰越、国債工事の取扱い

現工事が繰越又は国債で調整対象となる場合は全体工事を対象として調整する。

(2) 追加工事の積算月は、当該追加工事の入札書(見積書)提出期限日の年月とし、
 現工事の落札率(合意率)を考慮するものとする。

(3) 調整対象となる現工事の設計金額は当該追加工事が発注される時点のものとし、
 その後現工事の設計金額に設計変更が生じた場合でも調整対象現工事の設計金額の変更は行わない額で調整するものとする。

(4) 前記(1)に該当する工事のうち、次に示す異種の工事の取扱いは下記のとおりとする。

1) 異種の工事とは次表のA～Iに区分される工事種別の異なる工事をいう。

工事種別	工事請負有資格業者名簿による種別
A	一般土木工事、法面処理工事、グラウト工事、河川しゅんせつ工事、杭打工事、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事
B	鋼橋上部工事、機械設備工事
C	プレストレスト・コンクリート工事
D	電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事
E	建築工事、木造建築工事、プレハブ工事
F	維持修繕工事、塗装工事、橋梁補修工事
G	造園工事
H	さく井工事
I	暖冷房衛生設備工事

2) 積算体系が同一(一般管理費等率の算出区分が同じもの)の異種の工事は次により調整する。

(イ) 共通仮設費・現場管理費については調整しない。

(ロ) 一般管理費等については調整する。

3) 積算体系が異なる(一般管理費等率の算出区分が異なる)異種の工事は調整しない。

2 総価契約単価合意方式における調整計算の方法

総価契約単価合意方式の対象工事の場合、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。

なお、「総価契約単価合意方式実施要領の解説」により算出した当該追加工事の共通仮設費(調整計算額)と、当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

3 総価契約単価合意方式以外の場合における調整計算の方法

(1) 共通仮設費の調整計算の方法

1) 積上げ計算部分

実態に合わせ調整する。

2) 率計算部分

現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と追加工事の共通仮設費対象額の合計額に対するその主たる工種の共通仮設費率を適用する。

3) 調整計算の方法(率計算部分)

現工事と当該追加工事の共通仮設費対象額を合算したもので率を算出し、各々の共通仮設費を求め、現工事の共通仮設費を控除したものの範囲内とする。

(イ) 調整の一般式は次のとおりとする。

$$A = (D \times \gamma 1) - B \times \gamma 2$$

A: 当該追加工事の共通仮設費(調整計算額)

B: 現工事の共通仮設費対象額

D: 合算工事の共通仮設費対象額

$\gamma 1$: Dに相当する主たる工種の共通仮設費率

$\gamma 2$: Bに相当する現工事の工種の共通仮設費率

ただし、前記計算の場合にあつてAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。

また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

(ロ) 施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合の一般式は、次のとおりとする。なお、除雪工事で現場事務所、労働者宿舍、倉庫を貸与する場合の共通仮設費の調整計算も同様である。

$$A = (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$$

A: 当該追加工事の共通仮設費(調整計算額)

B: 現工事の対象額

C: 当該追加工事の対象額

D: 合算工事の対象額

$\beta 1 = \beta \text{ ①} \cdot S r \text{ ①}$: Dに相当する主たる工種の補正後の共通仮設費率(%)

なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta ①$: Dに相当する主たる工種の補正前の共通仮設費率

ただし、現工事と追加工事の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする。

$$S r ① = \frac{B \times S r ② + C \times S r ③}{B + C}$$

$S r ①$: (B+C)に相当する主たる工種の補正係数

$S r ②$: Bに相当する現工事の工種の補正係数

$S r ③$: Cに相当する当該追加工事の工種の補正係数

なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta 2 = \beta ② \cdot S r ②$: Bに相当する現工事の工種の補正後の共通仮設費率(%)

なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta ②$: Bに相当する現工事の工種の補正前の共通仮設費率

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。

また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

4) 現場環境改善費

(イ) 積上げ計算部分

実態に合わせ調整する。

(ロ) 調整計算の方法(率計算部分)

i) 現工事及び追加工事も現場環境改善費の対象工事の場合

$$A = D \times \gamma 1 - B \times \gamma 2$$

A: 当該追加工事の現場環境改善費(調整計算額)

B: 現工事の現場環境改善費対象額

D: 合算工事の現場環境改善費対象額

$\gamma 1$: Dに相当する現場環境改善費率

$\gamma 2$: Bに相当する現工事の現場環境改善費率

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場環境改善費は計上しない。

また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

ii) 追加工事のみが現場環境改善費の対象工事の場合

追加工事の単独計算

(2) 現場管理費の調整計算の方法

1) 率計算部分

現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と追加工事の共通仮設費対象額の合計額に対するその主たる工種の共通仮設費率を適用する。

2) 調整計算の方法(率計算部分)

現工事と当該追加工事の純工事費を合算したもので率を算出し、各々の現場管理費を求め、現工事の現場管理費を控除したものの範囲内とする。

(イ) 調整の一般式は次のとおりとする。

$$A=(D \times \beta 1) - B \times \beta 2$$

A: 当該追加工事の現場管理費(調整計算額)

B: 現工事の純工事費

D: 合算工事の対象額

$\beta 1$: Dに相当する「主たる工種」の現場管理費率

$\beta 2$: Bに相当する現工事の工種の現場管理費率

ただし、前記計算の場合にあつて、Aが負数になる場合は零額とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。

また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

(ロ) 補正率が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。

i) 現工事に補正があり、追加工事に補正がない場合

$$A=(D \times \beta 1 + B \times \gamma 1) - B \times (\beta 2 + \gamma 1)$$

$\gamma 1$: 現工事の現場管理費補正率

ii) 現工事に補正がなく、追加工事に補正がある場合

$$A=(D \times \beta 1 + C \times \gamma 2) - B \times \beta 2$$

C: 当該追加工事の調整後の純工事費

$\gamma 2$: 当該追加工事の現場管理費補正率

iii) 現工事及び当該追加工事に補正がある場合

$$A= \{ D \times (\beta 1 + \gamma 3) \} - B \times (\beta 2 + \gamma 1)$$

$\gamma 3$: Dに相当する現場管理費補正率

B、Cに対する $\gamma 1$ 、 $\gamma 2$ が各々異なる場合は純工事費による加重平均補正率を $\gamma 3$ とする。

ただし、前記計算の場合にあつて、Aが負数になる場合は零額とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。

また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

(ハ)施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。

$$A=(D \times \beta 1 + C \times \delta 1) - B \times \beta 2$$

A:当該追加工事の現場管理費(調整計算額)

B:現工事の純工事費

C:当該追加工事の調整後の純工事費

D:合算工事の対象額

$\beta 1 = \beta \textcircled{1} \cdot S r \textcircled{1}$:Dに相当する主たる工種の補正後の現場管理费率(%)

なお、補正後の現場管理费率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta \textcircled{1}$:Dに相当する主たる工種の補正前の現場管理费率

ただし、現工事と追加工事の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする。

$$S r \textcircled{1} = \frac{B \times S r \textcircled{2} + C \times S r \textcircled{3}}{B + C}$$

$S r \textcircled{1}$:(B+C)に相当する主たる工種の補正係数

$S r \textcircled{2}$:Bに相当する現工事の工種の補正係数

$S r \textcircled{3}$:Cに相当する当該追加工事の工種の補正係数

なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta 2 = \beta \textcircled{2} \cdot S r \textcircled{2}$:Bに相当する現工事の工種の補正後の現場管理费率(%)

なお、補正後の現場管理费率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta \textcircled{2}$:Bに相当する現工事の工種の補正前の現場管理费率

$\delta 1$:当該追加工事の現場管理費補正率(補正率が無い場合は0%とする。)

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場管理費は計上しない。

また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

(3) 一般管理費等の調整計算の方法

1) 調整計算の方法

現工事と当該追加工事の工事原価を合算したもので率を算出し、各々の一般管理費を求め、現工事の一般管理費等を控除したものの範囲内とする。

$$A=(D \times \alpha 1 \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta$$

A:当該追加工事の一般管理費等(調整計算額)

B:現工事の工事原価(中止期間中の現場維持等の費用を含む)

C:当該追加工事の調整後の工事原価

D:合算工事の工事原価

$\alpha 1$:Dに相当する一般管理費等率

$\alpha 2$:Bに相当する現工事の一般管理費等率

β :当該追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正值

$\delta 1$:前払金支出割合による補正係数

現工事と当該追加工事の前払金支出割合が異なる場合は、BとCの加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数

$\delta 2$:現工事の前払金支出割合による補正係数

一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

4 設計変更について

随意契約方式により契約した追加工事において設計変更を行う場合には、当該随意契約の当初積算で用いた共通仮設費、現場管理費の算出方法を使用する。(調整計算額と単独計算額の比較は行わない。)

なお、総価契約単価合意方式の場合においても「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき算出するとともに、同様に取り扱うものとする。

- (2) 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について(総価契約単価合意方式により工事を発注する場合を除く。)

1 共通仮設費の調整計算の一般式

$$A=(D \times \gamma 1) - B \times \gamma 2$$

A: 当該追加工事の共通仮設費

B: 現工事の共通仮設費対象額

D: 合算工事の共通仮設費対象額

$\gamma 1$: Dに相当する「主たる工種」の改正基準による共通仮設費率

$\gamma 2$: Bに相当する現工事の工種の改正基準による共通仮設費率

なお、共通仮設費率の補正率もしくは補正係数が適用されている工事においては、「①随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について 3 総価契約単価合意方式以外の場合における調整計算の方法」に準拠して計算するものとする。

2 現場管理費の調整計算の一般式

$$A=(D \times \beta 1) - B \times \beta 2$$

A: 当該追加工事の現場管理費

B: 現工事の純工事費

D: 合算工事の純工事費

$\beta 1$: Dに相当する「主たる工種」の改正基準による現場管理費率

$\beta 2$: Bに相当する現工事の工種の改正基準による現場管理費率

なお、現場管理費率の補正率もしくは補正係数が適用されている工事においては、「①随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について 3 総価契約単価合意方式以外の場合における調整計算の方法」に準拠して計算するものとする。

3 一般管理費等の調整計算の一般式

$$A=(D \times \alpha 1 \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta$$

A: 当該追加工事の一般管理費等

B: 現工事の工事原価(中止期間中の現場維持等の費用を含む)

C: 当該追加工事の調整後の工事原価

D: 合算工事の工事原価

$\alpha 1$: Dに相当する改正基準による一般管理費等率

$\alpha 2$: Bに相当する改正基準による一般管理費等率

β : 追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正值

$\delta 1$: 当該追加工事の前払金支出割合による補正係数

$\delta 2$: 現工事の前払金支出割合による補正係数

一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

(3) 工事請負契約約款第 26 条(スライド条項)の減額となる場合の運用について

1 適用対象工事

(1) 物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が、1,000 分の 30 以上変化していると予想されること。

なお、諸経費率の改正のみによる変動は、スライド変更の根拠とはならない。(諸経費率の改正のみによる変動とは、例えば、直接工事費が増額しているにも関わらず物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が 1,000 分の 30 以上減額となる場合等であり、この場合は減額スライドの対象としない。)

(2) 物価変動後の積算額が請負代金額以下となっていること。

(3) 適用対象工事の確認時期は、12 月経過時点、その時点で対象外の場合は、次の 4 月及び 10 月等、労務単価もしくは機械損料改訂時を確認時期とする。

(4) 残工事の工期がスライド基準日から 2 月以上あること。

2 スライド額の算定

(1) 受注者と協議するためのスライド額は、次の式により算定する。

$$S=[P_2-P_1+(P_1 \times 15/1,000)] \quad (\text{ただし、} P_1 > P_2)$$

S:スライド額

P₁:請負代金から出来形部分に相応する請負代金を控除した額

P₂:変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出した P₁に相当する額

(P=α×Z、α:単価合意比率又は請負比率、Z:積算額)

(2) 賃金又は物価の変動による請負代金額を変更する場合のスライド算定額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

また、諸経費率の改正のみによる変動は、スライド変更の根拠とはならない。(諸経費率の改正のみによる変動とは、例えば、直接工事費が増額しているにも関わらずスライド額が 1,000 分の 15 以上減額となる場合等であり、この場合は減額スライドの対象としない。)

(3) 適用対象工事に該当し、交渉の結果 1,000 分の 15 以上のスライド額となる場合は、1,000 分の 15 を超える額をスライド額とする。

3 残工事量の算定

(1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとする。

(2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とする。

(3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱う。また、下記の材量等についても出来形数量として取り扱うことができるものとする。

1) 工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。

2) 基準日以前に配置済の現地据付型の建設機械及び仮設材料等(架設用クレーン、仮設鋼材など)も出来形の対象とできる。

3) 契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。

(4) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。

(5) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。

4 物価指数等

発注者としては、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

5 変更契約の時期

スライドの契約変更は、原則として、その必要が生じた都度遅滞なく行うものとするが、精算変更時点でも行うことができる。

6 スライド額の説明

スライド額の協議時においては、発注者は積算に用いた各種単価の変動資料や工事費構成書などを活用して、変更内容の説明を行うものとする。

(4) 工事請負契約約款第 26 条第 5 項(単品スライド条項)の運用について

1 主要な工事材料

単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」とは、当該工事に主に使用される鋼材類、燃料油又はその他工事材料をいう。

2 適用対象工事

(1) 単品スライド条項は、主要な工事材料の品目ごとに次式により算定した当該工事に係る各変動額が請負代金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えるものについて適用することができる。

$$\begin{aligned} \text{変動額}_{\text{鋼}} &= \left| M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}} \right| \\ \text{変動額}_{\text{油}} &= \left| M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}} \right| \\ \text{変動額}_{\text{材料}} &= \left| M_{\text{材料}}^{\text{変更}} - M_{\text{材料}}^{\text{当初}} \right| \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}, M_{\text{材料}}^{\text{当初}} &= \{ p_1 \times D_1 \times k_1 + p_2 \times D_2 \times k_2 + \dots + p_m \times D_m \times k_m \} \times \text{消費税率} \\ M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}, M_{\text{材料}}^{\text{変更}} &= \{ p'_1 \times D_1 \times k_1 + p'_2 \times D_2 \times k_2 + \dots + p'_m \times D_m \times k_m \} \times \text{消費税率} \\ M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}, M_{\text{材料}}^{\text{当初}} &: \text{価格変動前の鋼材類、燃料油又はその他工事材料の金額} \\ M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}, M_{\text{材料}}^{\text{変更}} &: \text{価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他工事材料の金額} \end{aligned}$$

p: 設計時点における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価

p': 4. の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価

D: 5. の規定に基づき鋼材類、燃料油又はその他工事材料の数量

k: 単価合意比率又は請負比率。なお、総価契約単価合意方式実施要領(「総価契約単価合意方式の実施について」(平成 28 年 3 月 14 日付け国地契第 79 号、国官技第 360 号、国北予第 33 号。令和 3 年 3 月 30 日最終改正。))における単価個別合意方式による場合は、主要な工事材料についての同要領 7. に規定する細別(レベル 4)の比率(変更前の官積算単価に対する合意単価の比率をいう。以下同様。)、包括的単価個別合意方式による場合は、同要領 9. に規定する主要な工事材料を用いた細別(レベル 4)の比率とする。

消費税率: 1 + 消費税及び地方消費税の税率 / 100

(2) 請負代金の部分払をした工事における(1)に規定する「請負代金額」は、当該工事の請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品(以下「出来形部分等」という。)に相応する請負代金相当額を控除した額とする。

ただし、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の工事請負契約書第 38 条第 3 項に規定する通知の書面において、7. の規定により、発注者又は受注者の求めに応じ、当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合にあっては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

3 スライド額の算定

(1) 請負代金の変更額(以下「スライド額」という。)の算定は、2.(1)の規定により単品スライド条項の適用対象となった主要な工事材料に該当する各工事材料(以下「対象材料」という。)の単価等に基づき、次式により行う。

$$S_{\text{増額}} = (M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{材料}}^{\text{変更}} - M_{\text{材料}}^{\text{当初}}) - P \times 1/100$$

$$S_{\text{減額}} = (M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{材料}}^{\text{変更}} - M_{\text{材料}}^{\text{当初}}) + P \times 1/100$$

$S_{\text{増額}}$ = スライド額 (増額変更の場合)

$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ 、 $M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}$ 、 $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ 、 $M_{\text{油}}^{\text{当初}}$ 、 $M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$ 、 $M_{\text{材料}}^{\text{当初}}$: 2.(1)に同じ

P : 2.に規定する請負代金額

(2) 受注者が対象材料を実際に購入した際の代金額を対象材料の品目ごとに合計した金額(消費税等相当額を含む。以下「実際の購入金額」という。)を算定し、これら実際の購入金額が(1)の $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ 、 $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ 又は $M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$ を下回る場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、(1)の $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、 $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、 $M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者のその他工事材料の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

(3) 実際の購入金額が(1)の $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ 、 $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ 又は $M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$ を上回る場合にあっては、受注者が対象材料について、6.(1)に規定する書類に加え、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合に限り、(1)の規定にかかわらず、(1)の $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、 $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、 $M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者のその他工事材料の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

(4) (2)及び(3)の「実際の購入金額」は、次に定めるとおりとする。

- ① 6.の規定により確認される燃料油の受注者が証明する実際の購入数量が5.に規定する対象数量以下である場合は、実際の購入金額とし、燃料油以外の対象材料の受注者が証明する実際の購入数量が5.に規定する対象数量以下である場合は、契約書第26条第5項の適用対象外とする。
- ② 6.の規定により確認される対象材料の実際の購入数量が5.に規定する対象数量を上回る場合は、対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに実際の購入金額を乗じて得た金額。
- ③ 燃料油について、6.(5)の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を5.に規定する対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、4.(1)②ロの平均価格を乗じて得た金額。

(5) スライド額の算定は、対象材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

4 価格変動後における単価の算定方法

(1) スライド額の算定に用いる価格変動後の対象材料の単価(p')は、次に定めるとおりとする。

①鋼材類及びその他工事材料

対象材料を現場に搬入した月の実勢価格(対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格)とする。ただし、減額変更する場合には、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格(対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格)とする。

②燃料油

イ 対象材料を購入した月の実勢価格(対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格)とする。

ロ 対象材料のうち、6.(5)の規定により、受注者が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても5.の対象数量とすることとした場合、又は減額変更する場合で発注者が有する情報では購入月ごとの購入数量が判断できない場合にあっては、イの規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

(2) (1) ①及び②イに規定する対象材料の搬入又は購入(以下「搬入等」という。)の月及び数量は、工事請負契約書第13条第2項による工事材料の検査又は確認の際に把握された月及び数量とし、当該検査又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。

5 対象数量の算出方法

(1) スライド額の算定の対象とする数量(D)(以下「対象数量」という。)は、対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。

①設計図書に記載された数量があるときは、当該数量。

②数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあっては、発注者の設計数量。

③設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油については、発注者の積算において使用材料一覧として集計された数量。

④その運搬に燃料油を用いる各種資材であって、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不相当となるもの(運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。)にあっては、当該運搬に要する燃料油の数量で客観的に確認できるもの。

(2) 請負代金の部分払をした工事にあつては、7.の規定により単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、(1)に規定する数量から、部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。

6 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する受注者への確認又は受注者との協議

- (1) 受注者が単品スライド条項の適用を請求したとき又は発注者が減額変更を請求した場合で発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。
- (2) 増額変更を行う場合で、受注者が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライド条項の適用対象とはしないものとする。
- (3) 減額変更を行う場合で、受注者が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。
- (4) (1)の規定にかかわらず、鋼材類については、当該対象材料を実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、実際に購入した際の単価は搬入等した月の実勢価格(対象材料を複数の月に現場へ搬入等した場合にあっては、各搬入等の月の実勢価格を搬入等の月ごとの搬入等数量で加重平均した価格)を用いてスライド額を算定することができる。
- (5) (1)の規定にかかわらず、燃料油については、当該対象材料を実際に購入した際の数量、単価、購入先及び購入時期の全てを証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認める場合においては、受注者が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、受注者が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、受注者が証明した数量以外の数量についても5.の対象数量とすることができる。

7 部分払時の取扱い

工事請負契約書第38条第3項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不相当となるおそれがあると認めるときは、発注者又は受注者の求めに応じ、当該通知を行う書面に、発注者又は受注者は部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

8 部分引渡し

工事請負契約書第39条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。

9 請負代金額の変更手続

- (1) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期(部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。)が2月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。
- (2) (1)に規定する請求が受注者からあったとき又は発注者が請求を行ったときは、工事請負契約書第26条第8項の規定に基づき、発注者は受注者の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から45日前の日」と定め、これを(1)の請求があった日又は請求を行った日から7日以内に受注者に通知するものとする。
- (3) この通知に基づく請負代金額の契約変更は、工期の末に行うものとする。ただし、維持工事で年度ごとに完済部分検査を行うものについては、各年度末に行うものとする。この場合において、(1)中「残工期」とあるのは「当該年度末までの工期」と、(2)中「工期末」とあるのは「当該年度末」と読み替えるものとする。

10 全体スライドを行う場合の特則

工事請負契約書第26条第1項から第4項までの規定(以下「全体スライド条項」という。)を適用して請負代金額を変更した契約については、2.(1)中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価」とあるのは「設計時点における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価(工事請負契約書第26条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価)」とし、3.(1)中「請負代金額」とあるのは「請負代金額から工事請負契約書第26条第3項の変動後残工事代金額を控除した額(同項の基準の日以降については、0とする。)」とする。

2.6 工事積算における熱中症対策について

「工事積算における熱中症対策について」は、下記の国土交通省土木工事積算基準に基づき取り扱うこと。

国官技第35号
令和元年5月22日

各地方整備局 企画部長
北海道開発局 事業振興部長 } あて

大臣官房技術調査課長

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費に関して、下記のとおり現場管理費の補正を試行することとしたので通知する。

記

1. 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。

(2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

2. 対象工事等

(1) 対象工事

主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。

ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

(2) 対象地域

全ての地域を対象とする。

各地方整備局 技術調整管理官 }
北海道開発局 技術管理企画官 } あて

大臣官房技術調査課建設システム管理企
画室長

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行についての運用について

工事現場の熱中症対策に係る現場管理費の補正について、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」（令和元年5月22日付け国官技第35号）が通知されたところである。

この運用にあたっての考え方について、別紙のとおり通知する。

熱中症対策に資する現場管理費の補正にあたっての考え方

1. 気温の計測方法等

(1) 計測方法

工事着手前に受注者より提出される施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載させる。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走等、 体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減又は中止
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、 水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人:体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

(公財)日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

ただし、これにより難しい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

(2) 計測結果の報告

施工計画書に基づき、計測結果の資料を提出させるものとする。

2. 積算方法等

受注者より提出された計測結果の資料を基に、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」(令和元年5月22日付け国官技第35号)に基づき、真夏日率を算出し現場管理費率に加算するものとする。

なお、積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても最高2%とする。

3. 既契約工事における変更

(1) 気温の計測期間

本通知日以降に受発注者協議により「基準日」を定め、当該基準日から工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を計測するものとする。

なお、計測方法等については、1. に準じること。

(2) 積算方法等

既契約工事における真夏日率の算出方法は、以下の式によるものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

その他の積算方法は、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」(令和元年5月22日付け国官技第35号)の3.積算方法等によるものとする。

4. 対象工事である旨等の明示

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である旨等を入札説明書、特記仕様書等に明示するものとする。

5. 施工箇所点在型への適用

施工箇所点在型工事については、点在する箇所毎に補正を行うことができるものとする。

6. その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合については、これらによらないことができる。

賠償責任保険

除去土壌の掘起し、積込み、荷下し等の除染作業に伴う対象財物に対して破損した場合などの賠償責任に係る費用を担保するもの。

- | | |
|----------|---|
| ① 保険の種別 | 請負業者賠償責任保険 |
| ② 被保険者 | 受注者及び全ての作業員 |
| ③ 保険期間 | 契約履行期間の初日から末日まで(ただし、履行期間を延長する場
合に保険期間の延長手続をしなければならない) |
| ④ 付保対象 | 本業務に伴い生じた事故により、第三者に与えた損害について、
被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害 |
| ⑤ てん補限度額 | 被害者1名当たり1億円以上、1事故あたり1億円以上(対人対物
共通) |
| ⑥ 免責金額 | 1万円 |
| ⑦ 付帯特約 | 被保険者が使用又は占有する財物(直接作業を加えている財物を含む。)の損壊に起因する損害賠償を補償に関する特約 |

賠償責任保険料一覧表

No	設計額(税込、保険料抜)		適用保険料(税抜き)
	以上	未満	
1	0千円	1,000千円	36,500円
2	1,000千円	2,000千円	45,300円
3	2,000千円	3,000千円	54,000円
4	3,000千円	4,000千円	62,800円
5	4,000千円	5,000千円	71,600円
6	5,000千円	6,000千円	80,300円
7	6,000千円	7,000千円	89,100円
8	7,000千円	8,000千円	97,900円
9	8,000千円	9,000千円	106,600円
10	9,000千円	10,000千円	115,400円
11	10,000千円	20,000千円	203,000円
12	20,000千円	30,000千円	290,600円
13	30,000千円	40,000千円	387,500円
14	40,000千円	50,000千円	484,400円
15	50,000千円	60,000千円	572,200円
16	60,000千円	70,000千円	660,000円
17	70,000千円	80,000千円	747,900円
18	80,000千円	90,000千円	835,700円
19	90,000千円	100,000千円	923,500円
20	100,000千円	150,000千円	1,317,000円
21	150,000千円	200,000千円	1,711,000円
22	200,000千円	250,000千円	2,026,000円
23	250,000千円	300,000千円	2,340,000円
24	300,000千円	350,000千円	2,583,000円
25	350,000千円	400,000千円	2,825,000円
26	400,000千円	450,000千円	3,067,000円
27	450,000千円	500,000千円	3,309,000円
28	500,000千円	550,000千円	3,479,000円
29	550,000千円	600,000千円	3,648,000円
30	600,000千円	650,000千円	3,818,000円
31	650,000千円	700,000千円	3,988,000円
32	700,000千円	750,000千円	4,157,000円
33	750,000千円	800,000千円	4,327,000円
34	800,000千円	850,000千円	4,497,000円
35	850,000千円	900,000千円	4,666,000円
36	900,000千円	950,000千円	4,836,000円
37	950,000千円	1,000,000千円	5,006,000円

※ 発注予定額が10億円以上の場合は、発注者において適切に設定すること

第2章 暫定歩掛

共通事項

- 労務費については、実稼働時間は 8 時間とする。
- 労務費の単位の「人」は、「人日」とする。
- 高所作業のうち、高所作業車が入る場所は、原則、高所作業車を使用とし、それ以外は、足場を組立てるものとする。
- 土砂等から大型土のう袋の必要袋数を計上するに当っては、次の係数を乗ずる。

住宅除染	1. 2 0 袋/m ³
公共施設	1. 0 3 袋/m ³

留意事項

- 各歩掛の施工単位（例:100m² 当り, 1000m² 当り）については、調査した実施規模を示すものではない。
- 一般的な標準歩掛については、施工実態調査を 1 0 0 現場程度実施し、調査から歩掛の改正、制定まで通常 3 年程度が必要であり、本暫定歩掛がこれを満足することではない参考基準であることを留意すること。
- 各歩掛は、除染作業を実施している除染現場の実施調査をもとに作成しているが、その結果は、各種作業条件が同一と考えられる場合、多くはバラツキを持ったデータ分布となるが、暫定歩掛は標準と考えらる作業が行われた場合の所要量として、その平均値（下図参照）をもって設定されている。よって、実際の除染作業において労務等が暫定歩掛に比べて差があったり、使用機械の機種、規格が異なったりすることは十分に起こり得ることを留意すること。

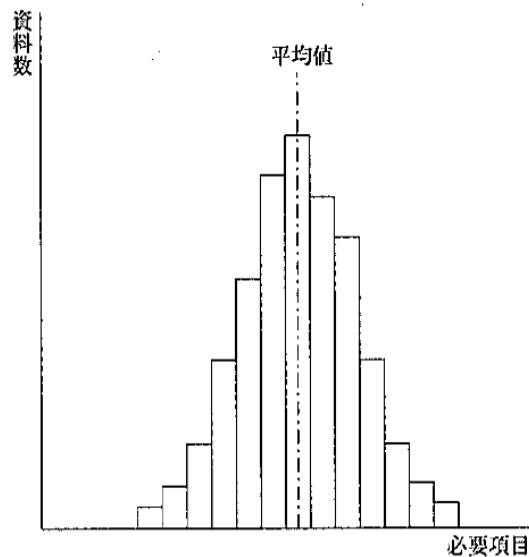


図-1 (イメージ図)

1 住宅地等

1.1 屋根、屋上

1.1.1 屋根(コンクリート以外)

1.1.1.1 高圧水洗浄

- ① 住宅屋根を高圧水洗浄する場合に適用する。
- ② 仮設等については、住宅敷地条件により下記の作業方法を単独又は組合せで別途計上することができる。
 - ②-1 高所作業車：原則として作業床高 12m 又は 22m を選定する。
 - ②-2 足場：原則として枠組足場を選定するが、凹凸や不陸などにより、枠組足場が困難な場合は単管足場も選定することができる。
 - ②-3 養生シート張り：隣接地への飛散防止が必要な場合に選定する。

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
一般世話役		人	9.4	
普通作業員		人	23.2	
軽作業員		人	3.5	
●機械経費				
高圧洗浄機	出力 11kw、吐出圧 15MPa 吐出量 30L/min	運転日	3.5	※1
発動発電機運転	ディーゼルエンジン駆動 20 k VA	日	3.5	運転単価-2
トラック損料	積載質量 2t 積	供用日	4.0	※2
散水車運転	タンク容量 3800L	h	8.0	運転単価-6,※3
汚泥吸排水車運転	3.1~3.5t	h	11.2	運転単価-7,※4
●材料費				
水		m ³	12.9	
●諸雑費				
諸雑費		%	1	労務費の 1%
計				

- ※1 運転 1 日当り換算損料を計上する。
- ※2 トラックは、発動発電機・高圧洗浄機・水タンク等を積載し、供用 1 日当り損料を計上する。
- ※3 散水車は、作業現場の水タンクへ補給する。
- ※4 汚泥吸排水車は、洗浄した排水を回収する。ただし、排水を回収しない場合は汚泥吸排水車運転を計上しない。
- ※5 諸雑費は、水タンク・養生板等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
- ※6 水の数量に関してはこれを基本とし、これに抛りがたい場合、数量を変更しても良い。



1.1.1.2 高所作業車運転工（部位：屋根，工法：高圧水洗浄）

- ① 住宅屋根を高圧水洗浄する場合に適用する。
- ② 高所作業車の規格については、敷地と住宅の広さや形状、進入路の幅などの現場条件を勘案のうえ次から選定する。
 - ②-1 作業床高 12m
 - ②-2 作業床高 22m

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
高所作業車運転	作業床高 12m 又は 22m	日	3.5	運転単価-4 又は 5
計				

1.1.1.3 高所作業車運転工（部位：屋根，工法：拭き取り）

- ① 住宅屋根を拭き取りする場合に適用する。
- ② 高所作業車の規格については、敷地と住宅の広さや形状、進入路の幅などの現場条件を勘案のうえ次から選定する。
 - ②-1 作業床高 12m
 - ②-2 作業床高 22m

130m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
高所作業車運転	作業床高 12m 又は 22m	日	0.3	運転単価-4 又は 5
計				

1.1.1.4 高所作業車運転工（部位：屋根，工種：ブラシ洗浄）

- ① 住宅屋根をブラシ洗浄する場合に適用する。
- ② 高所作業車の規格については、敷地と住宅の広さや形状、進入路の幅などの現場条件を勘案のうえ次から選定する。
 - ②-1 作業床高 12m
 - ②-2 作業床高 22m

130m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
高所作業車運転	作業床高 12m 又は 22m	日	0.6	運転単価-4 又は 5
計				

1.2 樋

1.2.1 軒樋

1.2.1.1 堆積物の除去

① 仮設等については、住宅敷地条件により下記の作業方法を単独又は組合せで別途計上することができる。

①-1 高所作業車：原則として作業床高 12m 又は 22m を選定する。

①-2 足場：原則として枠組足場を選定するが、凹凸や不陸などにより、枠組足場が困難な場合は単管足場も選択することができる。
また、住宅における除染対象物が 1 階の樋のみの場合は、脚立足場の選択を原則とする。

①-3 養生シート張り：隣接地への飛散防止が必要な場合に選定する。

100m 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
一般世話役		人	0.4	
普通作業員		人	0.8	
●材料費				
大型土のう袋		袋		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	1	労務費の 1%
計				

※1 諸雑費は、バケツ等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

1.2.1.2 拭取り

① 仮設等については、住宅敷地条件により下記の作業方法を単独又は組合せで別途計上することができる。

①-1 高所作業車：原則として作業床高 12m 又は 22m を選定する。

①-2 足場：原則として枠組足場を選定するが、凹凸や不陸などにより、枠組足場が困難な場合は単管足場も選定することができる。また、住宅における除染対象物が 1 階の樋のみの場合は、脚立足場の選択を原則とする。

100m 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
一般世話役		人	1.2	
普通作業員		人	3.7	
●諸雑費				
諸雑費		%	2	労務費の 2%
計				

①-3 養生シート張り：隣接地への飛散防止が必要な場合に選定する。

※1 諸雑費は、水、布タオル等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。



1.2.1.3 高圧水洗浄

- ① 住宅の樋を高圧水洗浄する場合に適用する。
- ② 仮設等については、住宅敷地条件により下記の作業方法を単独又は組合せで別途計上することができる。
 - ②-1 高所作業車：原則として作業床高 12m 又は 22m を選定する。
 - ②-2 足場：原則として杵組足場を選定するが、凹凸や不陸などにより、杵組足場が困難な場合は単管足場も選定することができる。
 - ②-3 養生シート張り：隣接地への飛散防止が必要な場合に選定する。

100m 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
一般世話役		人	0.6	
普通作業員		人	1.5	
軽作業員		人	0.5	
●機械経費				
高圧洗浄機	出力 1.5kw、吐出圧 5MPa 吐出量 10.8L/min	運転日	0.5	※1
発動発電機運転	ディーゼルエンジン駆動 13 k VA	日	0.5	運転単価-1
トラック損料	積載質量 2t 積	供用日	0.6	※2
散水車運転	タンク容量 3800L	h	0.8	運転単価-6,※3
汚泥吸排水車運転	3.1～3.5t	h	2.4	運転単価-7,※4
●材料費				
水		m ³	0.8	
●諸雑費				
諸雑費		%	1	労務費の 1%
計				

- ※1 運転 1 日当り換算損料を計上する。
- ※2 トラックは、発動発電機・高圧洗浄機・水タンク等を積載し、供用 1 日当り損料を計上する。
- ※3 散水車は、作業現場の水タンクへ補給する。
- ※4 汚泥吸排水車は、洗浄した排水を回収する。ただし、排水を回収しない場合は汚泥吸排水車運転を計上しない。
- ※5 諸雑費は、水タンク・養生板等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
- ※6 水の数量に関してはこれを基本とし、これに抛りがたい場合、数量を変更しても良い。



1.2.1.4 高所作業車運転工（部位：樋，工種：高圧水洗浄）

- ① 住宅の樋を高圧水洗浄する場合に適用する。
- ② 高所作業車の規格については、敷地と住宅の広さや形状、進入路の幅などの現場条件を勘案のうえ次から選定する。
 - ②-1 作業床高 12m
 - ②-2 作業床高 22m

100m 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
高所作業車運転	作業床高 12m 又は 22m	日	0.5	運転単価-4 又は 5
計				

1.2.1.5 高所作業車運転工（部位：樋，工種：拭き取り）

- ① 住宅樋を拭き取りする場合に適用する。
- ② 高所作業車の規格については、敷地と住宅の広さや形状、進入路の幅などの現場条件を勘案のうえ次から選定する。
 - ②-1 作業床高 12m
 - ②-2 作業床高 22m

130m 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
高所作業車運転	作業床高 12m 又は 22m	日	0.2	運転単価-4 又は 5
計				

1.3 壁

1.3.1 壁

1.3.1.1 高圧水洗浄

- ① 住宅の壁を高圧水洗浄する場合に適用する。
- ② 仮設等については、住宅敷地条件により下記の作業方法を単独又は組合せで別途計上することができる。
 - ②-1 高所作業車：原則として作業床高 12m 又は 22m を選定する。
 - ②-2 足場：原則として桝組足場を選定するが、凹凸や不陸などにより、桝組足場が困難な場合は単管足場も選定することができる。
 - ②-3 養生シート張り：隣接地への飛散防止が必要な場合に選定する。

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
一般世話役		人	2.2	
普通作業員		人	5.4	
軽作業員		人	1.7	
●機械経費				
高圧洗浄機	出力 11kw、吐出圧 15MPa 吐出量 30L/min	運転日	1.7	※1
発動発電機運転	ディーゼルエンジン駆動 20 k VA	日	1.7	運転単価-2
トラック損料	積載質量 2t 積	供用日	1.9	※2
散水車運転	タンク容量 3800L	h	3.2	運転単価-6,※3
汚泥吸排水車運転	3.1～3.5t	h	6.4	運転単価-7,※4
●材料費				
水		m ³	14.0	
●諸雑費				
諸雑費		%	1	労務費の 1%
計				

- ※1 運転 1 日当り換算損料を計上する。
- ※2 トラックは、発動発電機・高圧洗浄機・水タンク等を積載し、供用 1 日当り損料を計上する
- ※3 散水車は、作業現場の水タンクへ補給する。
- ※4 汚泥吸排水車は、洗浄した排水を回収する。ただし、排水を回収しない場合は汚泥吸排水車運転を計上しない。
- ※5 諸雑費は、水タンク・養生板等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
- ※6 水の数量に関してはこれを基本とし、これに抛りがたい場合、数量を変更しても良い。



1.3.1.2 高所作業車運転工（部位：壁，工種：高圧水洗浄）

- ① 住宅の壁を高圧水洗浄する場合に適用する。
- ② 高所作業車の規格については、敷地と住宅の広さや形状、進入路の幅などの現場条件を勘案のうえ次から選定する。
 - ②-1 作業床高 12m
 - ②-2 作業床高 22m

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
高所作業車運転	作業床高 12m 又は 22m	日	1.2	運転単価-4 又は 5
計				

1.3.1.3 高所作業車運転工（部位：壁，工種：拭き取り）

- ① 住宅の壁を拭き取りする場合に適用する。
- ② 高所作業車の規格については、敷地と住宅の広さや形状、進入路の幅などの現場条件を勘案のうえ次から選定する。
 - ②-1 作業床高 12m
 - ②-2 作業床高 22m

1.3.1.4 高所作業車運転工（部位：壁，工種：ブラシ洗浄）

1,300m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
高所作業車運転	作業床高 12m 又は 22m	日	2.6	運転単価-4 又は 5
計				

- ① 住宅の壁をブラシ洗浄する場合に適用する。
- ② 高所作業車の規格については、敷地と住宅の広さや形状、進入路の幅などの現場条件を勘案のうえ次から選定する。
 - ②-1 作業床高 12m
 - ②-2 作業床高 22m

1,300m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
高所作業車運転	作業床高 12m 又は 22m	日	4.2	運転単価-4 又は 5
計				

1.4 庭

1.4.1 未舗装面

1.4.1.1 堆積物の除去

- ① 除草前で、庭に手入れをしていなく、落ち葉やゴミ等が散乱している箇所に適用する。
- ② 機械併用人力による堆積物除去に適用する。
- ③ 土のう袋への袋詰めに適用する。

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
一般世話役		人	7.2	
普通作業員		人	22.2	
●機械経費				
バックホウ	0.13m ³	日	1.0	運転単価-8
●材料費				
大型土のう袋		袋		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	1	労務費の1%
計				

※1 準備費に計上する。

※2 積込み、運搬は別途計上する。

※3 諸雑費は、熊手・手箕・バケツ等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。



1.4.1.2 除草（高密度）

- ① 草刈機及び人力による除草、集草に適用する。
- ② 土のう袋への袋詰めにも適用する。
- ③ 主に、空家など庭に手入れが行き届いていない所に適用する。

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
一般世話役		人	6.2	
特殊作業員		人	3.9	草刈機作業など
普通作業員		人	14.5	
●機械経費				
草刈機損料	肩掛け式、カッター255mm	運転日	3.9	※1
混合油		L	20.8	0.76L/h×7h×3.9日
●材料費				
大型土のう袋		袋		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	1	労務費の1%
計				

※1 運転1日当り換算損料を計上する。

※2 積み込み、運搬は別途計上する。

※3 諸雑費は、熊手・手箕・のこぎり等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※4 現場内にてチップ化をおこなう場合は、大型土のう袋は計上しない。



1.4.1.3 除草（低密度）

- ① 草刈機及び人力による除草、集草に適用する。
- ② 土のう袋への袋詰めにも適用する。
- ③ 主に、居住者がおり、庭に手入れが行き届いている所に適用する。

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
一般世話役		人	2.1	
特殊作業員		人	2.8	草刈機作業など
普通作業員		人	4.0	
●機械経費				
草刈機損料	肩掛け式、カッター255mm	運転日	2.8	※1
混合油		L	14.9	0.76L/h×7h×2.8日
●材料費				
大型土のう袋		袋		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	1	労務費の1%
計				

※1 運転1日当り換算損料を計上する。

※2 積み込み、運搬は別途計上する。

※3 諸雑費は、ほうき・手箕・のこぎり等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※4 現場内にてチップ化をおこなう場合は、大型土のう袋は計上しない。



1.4.1.4 砂利、碎石、玉砂利の除去_機械併用

- ① 機械併用による人力砂利、碎石、玉砂利の除去（厚さ 3～5cm 程度まで）に適用する。
- ② 土のう袋への袋詰め
- ③ バックホウなどの重機が使用できるケースに適用する。

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
一般世話役		人	4.3	
普通作業員		人	7.6	
●機械経費				
バックホウ	0.13m ³	日	3.7	運転単価-8
●材料費				
大型土のう袋		袋		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	1	労務費の 1%
計				

※1 積み、運搬は別途計上する。

※2 諸雑費は、スコップ・一輪車等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。



1.4.1.5 砂利、碎石、玉砂利の除去_人力

- ① 人力による砂利、碎石、玉砂利の除去（厚さ 3～5cm 程度まで）に適用する。
- ② 土のう袋への袋詰めにも適用する。
- ③ バックホウなどの重機の搬入が不可のケースに適用する。

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
一般世話役		人	9.6	
普通作業員		人	33.5	
●材料費				
大型土のう袋		袋		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	1	労務費の 1%
計				

※1 積み込み、運搬は別途計上する。

※2 諸雑費は、スコップ・一輪車等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。



1.4.1.6 砂利、碎石、玉砂利の被覆_機械併用

① 機械併用による被覆（厚さ 3～5cm 程度まで）に適用する。

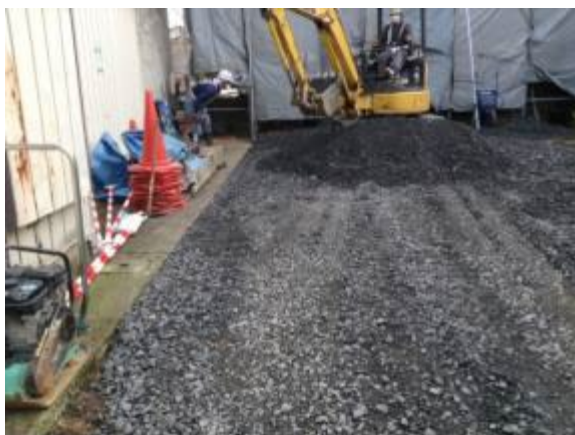
1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
一般世話役		人	3.4	
普通作業員		人	6.6	
●機械経費				
バックホウ	0.13m ³	日	2.7	運転単価-8
振動ローラー	ハンドガイド式	日	1.3	運転単価-11
転圧機 (振動コンパクト)		日	0.3	運転単価-12
●材料費				
砂利、碎石		m ³		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	1	労務費の1%
計				

② バックホウなどの重機が使用できるケースに適用する。

※1 積み込み、運搬は別途計上する。

※2 諸雑費は、スコップ・熊手・ジョレン等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。



1.4.1.7 砂利、碎石、玉砂利の被覆_人力

- ① 人力による被覆（厚さ 3～5cm 程度まで）に適用する。
- ② バックホウなどの重機の搬入が不可のケースに適用する。

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
一般世話役		人	11.4	
普通作業員		人	24.3	
●機械経費				
振動ローラー	ハンドガイド式	日	0.3	運転単価-11
転圧機 (振動コンパクタ)		日	6.9	運転単価-12
●材料費				
砂利、碎石		m ³		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	1	労務費の1%
計				

※1 積込み、運搬は別途計上する。

※2 諸雑費は、スコップ・熊手・ジョレン等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。



1.4.1.8 表土の削り取り_機械併用

- ① 機械併用による表土削り取り（厚さ 3～5cm 程度まで）に適用する。
- ② 土のう袋への袋詰めにも適用する。
- ③ バックホウなどの重機が使用できるケースに適用する。

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
一般世話役		人	4.5	
普通作業員		人	7.3	
●機械経費				
バックホウ	0.13m ³	日	5.0	運転単価-8
●材料費				
大型土のう袋		袋		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	1	労務費の1%
計				

※1 積み込み、運搬は別途計上する。

※2 諸雑費は、スコップ・一輪車・ジョレン等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。



1.4.1.9 表土の削り取り_人力

- ① 人力表土削り取り（厚さ 3～5cm 程度まで）に適用する。
- ② 土のう袋への袋詰めにも適用する。
- ③ バックホウなどの重機の搬入が不可のケースに適用する。

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
一般世話役		人	9.5	
普通作業員		人	31.4	
●材料費				
大型土のう袋		袋		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	1	労務費の1%
計				

※1 諸雑費は、スコップ・ジョレン・一輪車等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。



1.4.1.10 土地表面の被覆_機械併用

- ① 機械併用による被覆（厚さ 3～5cm 程度まで）に適用する。
- ② バックホウなどの重機が使用できるケースに適用する。

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
一般世話役		人	4.0	
普通作業員		人	9.0	
●機械経費				
バックホウ	0.13m ³	日	3.2	運転単価-8
振動ローラー	ハンドガイド式	日	0.1	運転単価-11
転圧機 (振動コンパクト)		日	0.4	運転単価-12
●材料費				
購入土		m ³		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	2	労務費の 2%
計				

※1 積込み、運搬は別途計上する。

※2 諸雑費は、スコップ・一輪車・ジョレン等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。



1.4.1.11 土地表面の被覆_人力

- ① 人力による被覆（厚さ 3～5cm 程度まで）に適用する。
- ② バックホウなどの重機の搬入が不可のケースに適用する。
- ③ 転圧をする場合、別途計上する。

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
一般世話役		人	10.4	
普通作業員		人	35.4	
●材料費				
購入土		m ³		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	1	労務費の1%
計				

※1 積込み、運搬は別途計上する。

※2 諸雑費は、スコップ・一輪車・ジョレン等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。



1.4.1.12 庭木の剪定

① 中・低木に適用する。

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
一般世話役		人	20.9	
特殊作業員		人	5.0	
普通作業員		人	51.0	
●機械経費				
チェーンソー		運転日	5.0	※1※6
混合油		L	15.8	0.45L/h×7h×5.0日
●材料費				
大型土のう袋		袋		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	1	労務費の1%
計				

※1 運転1日当り換算損料を計上する。

※2 積込み、運搬は別途計上する。

※3 諸雑費は、てみ・熊手・ほうき等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※4 チェーンソーによる小分けを含む。

※5 現場内にてチップ化をおこなう場合は、大型土のう袋は計上しない。

※6 トリマーによる刈りこみも含む。



1.4.2 舗装面

1.4.2.1 堆積物の除去

- ① 舗装面の堆積物及び砂等の除去に適用する。
- ② 吸引型高圧洗浄において、堆積物及び砂等により作業に支障が生じる場合に限り前処理として使用することができる。

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
一般世話役		人	1.2	
普通作業員		人	4.0	
●諸雑費				
諸雑費		%	1	労務費の1%
計				

※1 諸雑費は、スコップ、ほうき等の費用であり労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。



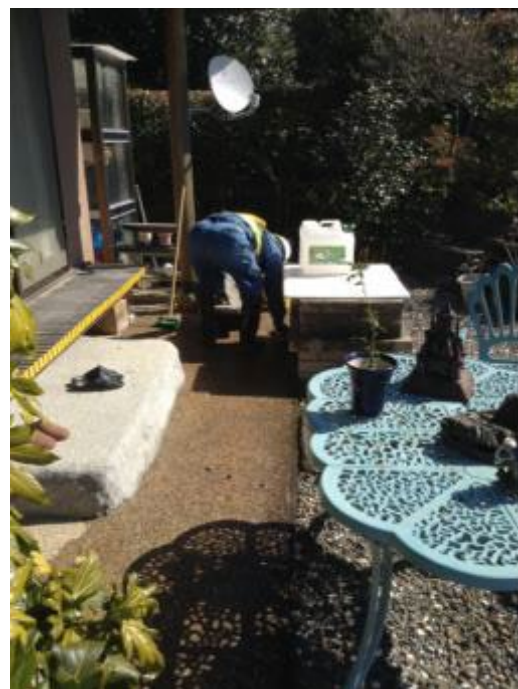
1.4.2.2 ブラシ洗浄

① 舗装面のブラシ洗浄に適用する。

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
一般世話役		人	2.0	
普通作業員		人	7.0	
●諸雑費				
諸雑費		%	1	労務費の1%
計				

※1 諸雑費は、デッキブラシ、バケツ、一輪車等の費用であり労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。



1.4.2.3 高圧水洗浄

① 舗装面の高圧水洗浄に適用する。

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
一般世話役		人	8.8	
普通作業員		人	22.7	
軽作業員		人	5.8	
●機械経費				
高圧洗浄機	出力 11kw、吐出圧 15MPa 吐出量 30L/min	運転日	5.8	※1
発動発電機運転	出力 20KVA	日	5.8	運転単価-2
トラック損料	積載質量 2t 積	供用日	6.6	※2
散水車運転	タンク容量 3800L	h	17.6	運転単価-6、※3
汚泥吸排車運転	3.1～3.5t	h	17.6	運転単価-7、※4
●材料費				
水		m ³	17.7	
●諸雑費				
諸雑費		%	1	労務費の1%
計				

※1 運転1日当り換算損料を計上する。

※2 トラックは、発動発電機・高圧洗浄機・水タンク等を積載し、供用1日当り損料を計上する。

※3 散水車は、作業現場の水タンクへ補給する。

※4 汚泥吸排車は、洗浄した排水を回収する。ただし、排水を回収しない場合は汚泥吸排水車運転を計上しない。

※5 諸雑費は、水タンク・養生板等の費用であり労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※6 水の数量に関してはこれを基本とし、これに抛りがたい場合、数量を変更しても良い。



1.4.3 側溝

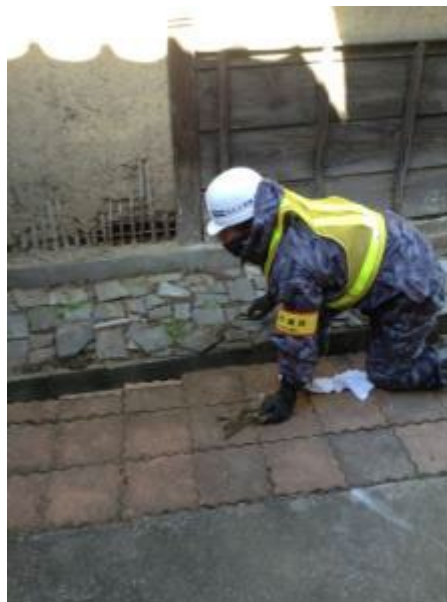
1.4.3.1 側溝等の堆積物の除去

① 側溝等の堆積物の除去に適用する。

100m 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
一般世話役		人	0.7	
普通作業員		人	2.1	
●材料費				
大型土のう袋		袋		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	1	労務費の1%
計				

※1 諸雑費は、スコップ、ほうき等の費用であり労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。



1.4.3.2 高圧水洗浄

① 側溝等を高圧水洗浄する場合に適用する。

100m 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
一般世話役		人	0.2	
普通作業員		人	0.3	
軽作業員		人	0.2	
●機械経費				
高圧洗浄機	出力 11kw、吐出圧 15MPa 吐出量 30L/min	運転日	0.2	※1
発動発電機	出力 20KVA	日	0.2	運転単価・2
トラック損料	積載質量 2t 積	供用日	0.3	※2
散水車運転	タンク容量 3800L	h	0.8	運転単価・6、※3
汚泥吸排車運転	3.1～3.5t	h	1.6	運転単価・7、※4
●材料費				
水		m ³	0.7	
●諸雑費				
諸雑費		%	1	労務費の 1%
計				

※1 運転 1 日当り換算損料を計上する。

※2 トラックは、発動発電機・高圧洗浄機・水タンク等を積載し、供用 1 日当り損料を計上する。

※3 散水車で作業現場の水タンクへ補給する。

※4 汚泥吸排車で洗浄した排水を回収する。ただし、排水を回収しない場合は汚泥吸排水車運転を計上しない。

※5 諸雑費は、水タンク・養生板等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※6 水の数量に関してはこれを基本とし、これに抛りがたい場合、数量を変更しても良い。



1.4.4 樹木剪定

1.4.4.1 樹木剪定（1本立）

① 1本立の植樹剪定の集積・積込運搬に適用する。

1本当り

名称	規格	単位	数量	摘要
道路植栽工	剪定	本	1.00	市場単価 TA531
計				

1.5 足場工

○主な適用条件等

- 足場工については、原則、高所作業車での実施が困難な箇所に適用する。
- 各足場工の適用条件は下表を参考とする。

主な適用条件		脚立足場	枠組足場	単管足場
地盤	作業床の高さが地面より2 m未満の場合	○	○	○
	作業床の高さが地面より2 m以上ある場合	×	○	○
	地面の不陸が著しい場合	×	×	○
	地面が傾斜している場合	×	×	○
建物	対象物の側面（壁面）に1 m程度の凹凸がある場合	×	△	○
評価	施工費用	低	中	高
	施工性	高	中	低
	主な除染工種例	1階部分の雨樋（縦樋も含む） ・側面凹凸少 ・地盤不陸少 ・地盤傾斜無	建物除染全般 ・側面凹凸少 ・地盤不陸少 ・地盤傾斜無	建物除染全般 ・地盤の状態は問わない。

○：適用可能 △：現場条件により適用可能 ×：適用不可

留意事項

- 適用条件等については、現地条件や労働安全衛生規則等により適切な工法を選択すること。
- 足場工については、原則受注者がその仮設方法を決定できる任意扱いとなり、積算と一致しなくても構わない。（発注者が指定した場合は除く）ただし、受注者が作成した仮設計画等により足場工の種類が設計と異なる場合、その足場の妥当性を検証し必要に応じて変更するものとする。

1.5.1 足場工（単管足場）

- ① 住宅屋根・樋・壁等を除染し不陸や凹凸がある場合に適用する。
- ② 1戸当りの足場賃料の数量は、設置から撤去までの供用日数とする。

賃料数量（掛 m²）＝供用日数^{*}

※ 参考：1戸当たり標準供用日数 1～5 日

条件：（設置・撤去・足場賃料）1戸、高さ 10m 未満の場合

10 掛 m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
単管本足場 仮設資材	賃料	掛 m ²		賃料数量：供用日数×10
修理費		%	5.0	「賃料」の 5%
とび工		人	1.0	
端数処理		式	1	10 円未満切捨て
計				

単管本足場 仮設資材

100 掛 m² 当り

名称	摘要	単位	数量	備考
丸パイプ	φ 48.6	m	560	
クランプ	自在直交親子	個	359	
ジョイント		個	72	
固定ベース		個	14	
壁つなぎ	L=600 程度	個	4	
合板足場板	合板 240×4,000×5mm	枚	34	
つま先板（幅木）		枚	28	

1.5.2 足場工（枠組足場）

① 住宅屋根・樋・壁等を除染する場合で、地盤に不陸や傾斜が少なく、且つ設置形状において直線部分が多く凹凸が少ない条件に適用する。

② 1戸当りの足場賃料の数量は、設置から撤去までの供用日数とする。

賃料数量（掛 m2）＝供用日数[※]

※ 参考：1戸当たり標準供用日数 1～5 日

SW018 参照

条件：（設置・撤去・足場賃料）2階建て以下、枠組階段足場含む

100掛 m2 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
枠組み足場 仮設資材	賃料	100 掛 m2		賃料数量：供用日数
修理費		%	5.0	「賃料」の 5%
とび工		人	4.0	
端数処理		式	1	10 円未満切捨て
計				

名 称	摘 要	単 位	数 量	備 考
建 枠	600×1,700mm	脚	38	
板 付 布 枠	500×1,800mm	枚	32	
筋 か い		本	32	
先行手すり枠		枚	36	
つま先板（幅木）	1,829mm	枚	68	
上 さ ん	枠組足場用	本	36	
合板足場板	合板 240×4,000× 25mm	枚	5	
ジャッキベース	ストローク 250	本	12	
壁 つ な ぎ		個	3	

1.5.3 足場工（脚立足場）

- ① 住宅1階部分の樋（堅樋含む）のみを除染する場合に適用する。ただし、作業床の高さが地上より2m未満であること。
- ② 壁や屋根除染を行う場合は、適用しない。
- ③ 足場賃料の数量は、設置から撤去までの供用日数とする。
- ④ 積算数量は樋延長（堅樋を除く）とする。

SW042 参照

条件：（設置・撤去・足場賃料）1階部分の樋・堅樋

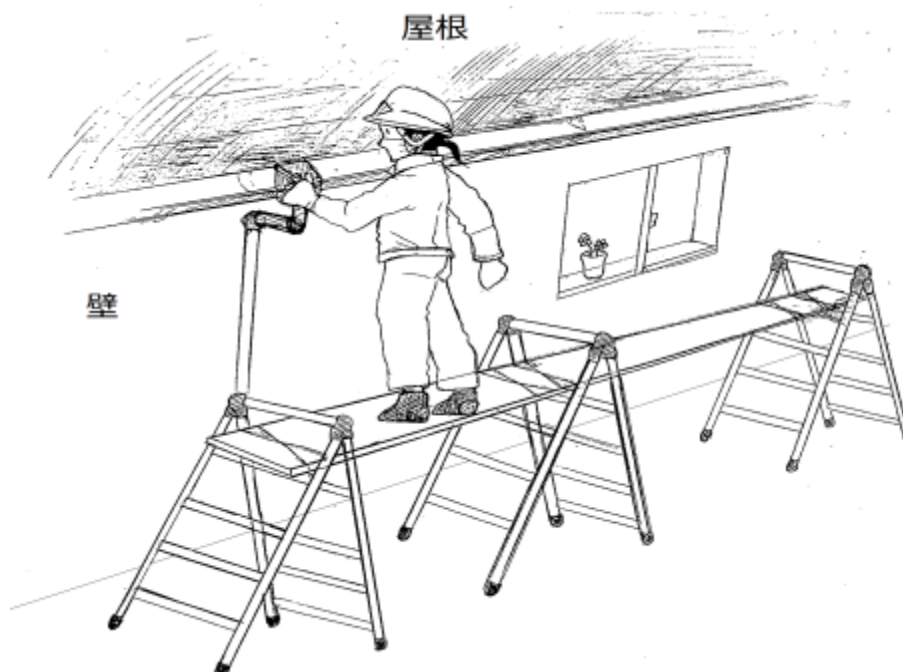
100m当り

名称	規格	単位	数量	摘要
脚立足場 仮設資材	賃料	100m		賃料数量：供用日数
修理費		%	5.0	仮設材資材賃料の5%
普通作業員		人	2.5	
端数処理		式	1	10円未満切捨て
計				

脚立足場 仮設資材

100m当り

名称	摘要	単位	数量	備考
鋼製脚立		脚	25	
合板足場板	合板 240×4,000×25mm	枚	25	



1.5.4 養生シート張り

- ① 隣接宅地へ洗浄水などの飛散防止用の養生シート張りに適用する。
- ② 脚立足場には適用できない。
- ③ 1戸当りのシート賃料数量は、設置から撤去までの供用日数とする。
(供用日数は、1.5.1 及び 1.5.2 の②を参照とする。)

条件：：(設置・撤去・足場賃料) 1戸

10掛 m2 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
養生シート張り 仮設資材	賃料	掛 m2		賃料数量：供用日数×10
修理費		%	5.0	「賃料」の 5%
とび工		人	0.22	
端数処理		式	1	10 円未満切捨て

1.5.5 足場・養生シート張り賃料の基本料

- ① 足場・養生シートの仮設材基本料は、業務発注ごとに1回計上する。

基本料 = (仮設材数量 × 基本料単価) + 修理費(基本料の 5%計上)

(仮設材数量算出例)

班数：100 戸 × 5 日 / 戸 ÷ 100 日 / 1 契約 = 5 班

数量：5 班 × 300 掛 m2 (1 戸当りの想定最大数量) = 1520 掛 m2

1.6 機械運転単価表

運転単価-1 発動発電機（13 k VA）運転単価表

1日当り

名称	規格	単位	数量	摘要
軽油		L	20.3	2.9L/h×7h/日
発動発電機	ディーゼルエンジン駆動 13 k VA	運転日	1.0	運転日換算損料
雑品		式	1	5～14 円
計				

運転単価-2 発動発電機（20 k VA）運転単価表

1日当り

名称	規格	単位	数量	摘要
軽油		L	22.4	3.2L/h×7h/日
発動発電機	ディーゼルエンジン駆動 20 k VA	運転日	1.0	運転日換算損料
雑品		式	1	5～14 円
計				

運転単価-3 ポンプ（可搬自吸式）運転単価表

1日当り

名称	規格	単位	数量	摘要
ガソリン		L	3.5	0.5L/h×7h/日
ポンプ	可搬自吸式 40mm	運転日	1.0	運転日換算損料
雑品		式	1	5～14 円
計				

運転単価-4 高所作業車（作業床高 12m）運転単価表

1日当り

名称	規格	単位	数量	摘要
特殊運転手		人	1.0	
軽油		L	19.8	3.8L/h×5.2h/日
高所作業車	作業床高 12m×荷重 200kg	hr	5.2	運転時間換算損料
雑品		式	1	5～14 円
計				

運転単価-5 高所作業車（作業床高 22m）運転単価表

1日当り

名称	規格	単位	数量	摘要
特殊運転手		人	1.0	
軽油		L	22.9	4.4L/h×5.2h/日
高所作業車	作業床高 22m×荷重 200kg	hr	5.2	運転時間換算損料
雑品		式	1	5～14 円
計				

運転単価-6 散水車運転単価表

1h 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
一般運転手		人	0.19	1/T=1/5.2
軽油		L	4.7	
散水車	3800L	h	1.0	運転時間換算損料
雑品		式	1	5～14 円
計				

運転単価-7 汚泥吸排車運転単価表

1h 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
一般運転手		人	0.15	1/T=1/6.8
軽油		L	7.2	
汚泥吸排車	3.1～3.5t	h	1.0	運転時間換算損料
雑品		式	1	5～14 円
計				

運転単価-8 バックホウ運転単価表

1日当り

名称	規格	単位	数量	摘要
特殊運転手		人	1.0	
軽油		L	24.6	4.4L/h×5.6h/日
バックホウ	クローラ型、山積 0.13m ³	運転日	1.0	運転日換算損料
雑品		式	1	5～14 円
計				

運転単価-9 ダンプトラック運転単価表

1h当り

名称	規格	単位	数量	摘要
一般運転手		人	0.17	
軽油		L	4.40	
ダンプトラック損料	ディーゼル式 2t 積	h	1.00	時間換算損料
タイヤ損耗費		h	1.00	路面条件：普通
雑品		式	1	5～14円
計				

運転単価-10 チップ化シュレッダー運転単価表

1日当り

名称	規格	単位	数量	摘要
特殊作業員		人	1.0	
軽油		L	30.1	4.3L/h×7h/日
チップ化シュレッダー	出力 20.6 k w	運転日	1.0	運転日換算損料
雑品		式	1	5～14円
計				

運転単価-11 振動ローラー運転単価表

1日当り

名称	規格	単位	数量	摘要
特殊作業員		人	1.0	
軽油		L	4.9	1.0L/h×4.9h/日
振動ローラー		hr	4.9	運転時間換算損料
雑品		式	1	5～14円
計				

運転単価-12 転圧機運転単価表

1日当り

名称	規格	単位	数量	摘要
特殊作業員		人	1.0	
ガソリン		L	6.3	0.9L/h×7h/日
転圧機	振動コンパクト	運転日	1.0	運転日換算損料
雑品		式	1	5～14円
計				

運転単価-13 クローラダンプ運転単価表

1日当り

名称	規格	単位	数量	摘要
一般運転手		人	1.0	
軽油		L	6.7	0.95L/h×7h/日
クローラダンプ損料	積載質量 1t 積	運転日	1.0	運転日換算損料
雑品		式	1	5～14円
計				

運転単価-14 トラック運転単価表

1日当り

名称	規格	単位	数量	摘要
一般運転手		人	1.0	
軽油		L	23.0	4.9L/h×4.7h/日
トラック損料	積載質量 2t 積	hr	4.7	運転時間換算損料
雑品		式	1	5～14円
計				

発動発電機



散水車



トラック



ダンプトラック



チップ化シュレッダー



高所作業車



汚泥吸排車



バックホウ



高圧洗浄機



振動ローラー



転圧機（振動コンパクト）



吸引型高圧洗浄機



吸引型高圧洗浄機車載機器



2 公共施設

2.1 学校

「除染特別地域における除染等工事暫定積算基準（環境省）2 学校」を参照

2.2 公園

「除染特別地域における除染等工事暫定積算基準（環境省）3 公園（小）」を参照

「除染特別地域における除染等工事暫定積算基準（環境省）4 公園（大）」を参照

2.3 大型施設

「除染特別地域における除染等工事暫定積算基準（環境省）5 大型施設」を参照

3 道路

「除染特別地域における除染等工事暫定積算基準（環境省）6 道路」を参照

4 農地

4.1 田・畑

「除染特別地域における除染等工事暫定積算基準（環境省）8 農地」を参照

4.2 草地

「除染特別地域における除染等工事暫定積算基準（環境省）9 草地、芝地」を参照

4.3 果樹

「除染特別地域における除染等工事暫定積算基準（環境省）10 果樹園」を参照

5 森林

「除染特別地域における除染等工事暫定積算基準（環境省）11 森林」を参照

6 排水処理

「除染特別地域における除染等工事暫定積算基準（環境省）15排水処理」を参照

6.1 排水処理

6.1.1 排水処理

- ① 吸引型高圧洗浄機の回収水を処理するに当って適用する。ただし、これ以外の安価な処理方法を実施する場合は、この限りではない。
- ② 発生汚泥の詰め込み、運搬は別途計上。

10m³ 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
一般世話役		人	0.8	
普通作業員		人	1.9	
●機械経費				
トラック損料	積載質量2 t 積み クレーン機能付き	供用日	0.5	※2
ポンプ	可搬自吸式 40mm	日	0.8	運転単価-3※1
●材料費				
無機系凝集剤又は 高分子凝集剤		k g		※4
●諸雑費				
諸雑費		%	1	労務費の1%
計				

※1 運転1日当り換算損料を計上する。

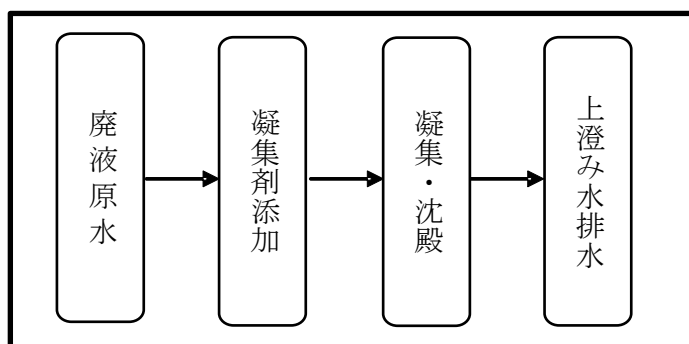
※2 トラックは、水タンク、洗浄用ドラム缶等を積載し、供用1日当り損料を計上する。

※3 諸雑費は、水タンク、サクシオンホース、洗浄用ドラム缶等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※4 凝集剤の数量に関しては、使用する凝集剤の材料性能及び仕様から決定する。



◆作業の概要



7 運搬

「除染特別地域における除染等工事暫定積算基準（環境省）1.6 除去土壌等の運搬」を参照

8 減容化

「除染特別地域における除染等工事暫定積算基準（環境省）17 減容化」を参照

8.1 草木等の破碎

8.1.1 チップ処理

- ① 大型チップ処理機を設置する作業ヤードが確保できなく、やむを得ず現場処理をする場合に適用する。

大型土のう袋 100 袋当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
一般世話役		人	7.5	
普通作業員		人	12.1	
●機械経費				
チップ化シュレッダ [※]	出力 20.6 k w	日	12.1	運転単価・10
バックホウ損料	0.13m ³ クレーン機能付き	供用日	21.6	※1
●材料費				
大型土のう袋		袋	100.0	
●諸雑費				
諸雑費		%	1	労務費の 1%
計				

※1 バックホウの用途は、大型土のう袋の積上げに用い、供用 1 日当り損料を計上する。

※2 積込み、運搬は別途計上する。

※3 諸雑費は、てみ、のこぎり等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。



9 共通

9.1 吸引型高圧洗浄機

9.1.1 吸引型高圧洗浄機

- ① アスファルト・コンクリートの舗装やブロックなどによる舗装に適用する。
- ② 建物やゴムチップ舗装・排水性舗装などの特殊舗装には適用できない。
- ③ ハンディタイプには適用できない。
- ④ 高圧洗浄車及び汚泥吸引車を使う場合には適用できない。

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量及び区分※6		摘要
			50 m ² 未満 (小規模)	50 m ² 以上	
●労務費					
一般世話役		人	10.6	3.8	
特殊作業員		人	8.4	3.9	
普通作業員		人	26.3	8.0	
●機械経費					
吸引型高圧洗浄機	水噴射吸引ユニット 路面洗浄用 φ 300 ~ 520mm 噴射圧 15~20MPa 吸引用ブロワ風量 5.3~8.3m ³ /min 真空圧 29.0~44.1kPa	日	8.4	3.9	
トラック損料	積載質量 2 t 積み クレーン機能付き	供 用 日	8.4	3.9	※1
発動発電機	出力 20 KVA	日	8.4	3.9	運転単価-2
●材料費					
水		m ³	8.7	7.7	※3、※4
●諸雑費					
諸雑費		%	4		労務費の 4%
計					

- ※1 トラックは、発動発電機・高圧洗浄機・水タンク等を積載し、供用 1 日当り損料を計上する。
- ※2 諸雑費は、水タンク、サクションホース、洗浄用ドラム缶等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
- ※3 作業に使用する水に関しては、浸透及び蒸発散により回収率 84% を基本とするが、これによりがたい場合はこの限りではない。
- ※4 給水車等による給水をおこなう場合は、別途、給水車等を計上すること。
- ※5 インターロッキングにおいて目地砂を充填する場合は、別途計上する。
- ※6 面積区分は、各現場（住宅各戸、各施設）で実施する当該作業面積から選択すること。



10 住宅地等（局所除染）

10.1 共通事項

- ・1 地点あたりの作業面積が 10m² 程度、または作業幅が 1 m 程度の箇所に適用する。ただし、住宅除染モデルケースを適用している場合は除く。
- ・準備及び後片付け・移動等にかかる時間も含まれている。

10.2 軒

10.2.1 軒樋

10.2.1.1 堆積物の除去

「1.2.1.1 堆積物の除去」を参照

10.2.1.2 拭取り

「1.2.1.2 拭取り」を参照

10.3 庭

10.3.1 未舗装面

10.3.1.1 堆積物の除去（局所）

- ① 除草前で、庭に手入れをしていなく、落ち葉やゴミ等が散乱している箇所に適用する。
- ② 小型土のう袋への袋詰め、現場内小運搬・積込、大型土のう等への詰込みを含む。

100m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
一般世話役		人	2.7	
普通作業員		人	5.3	
●材料費				
大型土のう袋		袋		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	1	労務費の1%
計				

※1 準備費に計上する。

※2 諸雑費は、小型土のう袋・バケツ・スコップ・一輪車等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※3 現場保管に要する費用は含まない。

10.3.1.2 除草（局所）

- ① 草刈り機及び人力による除草、集草に適用する。
- ② 小型土のう袋への袋詰め、現場内小運搬・積込、大型土のう等への詰込みを含む。

100m² 当たり

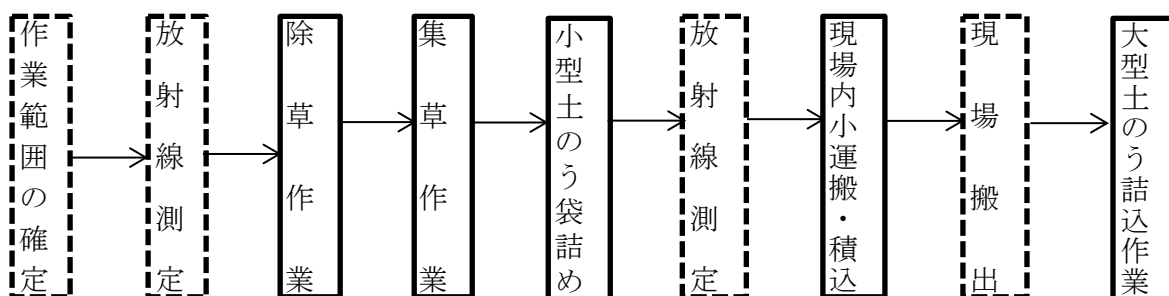
名称	規格	単位	数量	適用
●労務費				
一般世話役		人	1.1	
特殊作業員		人	2.2	草刈り機作業など
●機械経費				
草刈り機損料	肩掛け式	運転日	2.2	※1
混合油		L	11.7	0.76L/h×7h×2.2日
●材料費				
大型土のう袋		袋		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	1	労務費の1%
計				

※1 運転1日当たり換算損料を計上する。

※2 諸雑費は、小型土のう袋、ほうき、手箕・のこぎり等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※3 現場保管に要する費用は含まない。

施工フロー



(注) 1. 「放射線測定」はその他の作業において実施している場合は、必要に応じて省略することができる。

2. 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

10.3.1.3 表土の削り取り（局所）

- ① 人力による表土削り取り（厚さ 5cm 程度）に適用する。
- ② 小型土のう袋への袋詰め、現場内小運搬・積込・大型土のう等への詰め込みを含む。

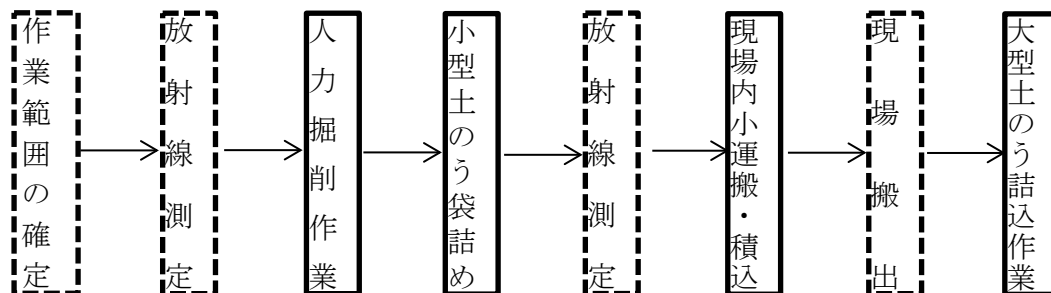
100m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
一般世話役		人	3.6	
普通作業員		人	9.4	
●材料費				
大型土のう袋		袋		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	1	労務費の 1%
計				

※1 諸雑費は、小型土のう袋・バケツ・スコップ・一輪車等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※2 現場保管に要する費用は含まない。

施工フロー



(注) 1. 「放射線測定」はその他の作業において実施している場合は、必要に応じて省略することができる。

2. 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。



10.3.1.4 砂利、碎石、玉砂利の除去（局所）

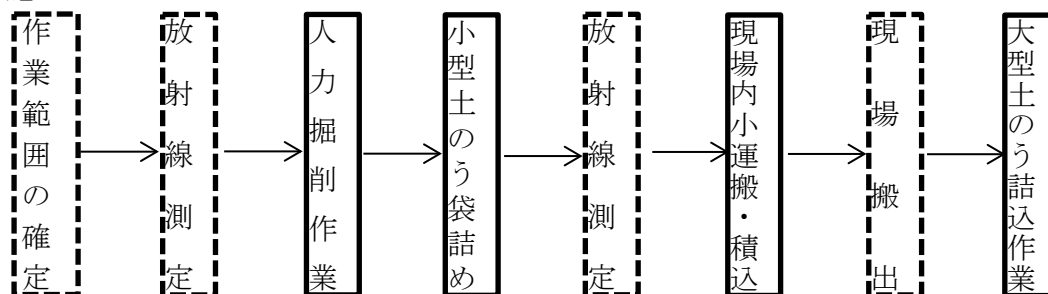
- ① 人力による砂利等剥ぎ取り（厚さ 5cm 程度）に適用する。
- ② 小型土のう袋への袋詰め、現場内小運搬・積込・大型土のう等への詰め込みを含む。

100m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
一般世話役		人	2.4	
普通作業員		人	12.6	
●材料費				
大型土のう袋		袋		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	1	労務費の 1%
計				

- ※1 諸雑費は、小型土のう袋・バケツ・スコップ・一輪車等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
- ※2 現場保管に要する費用は含まない。

施工フロー



- (注) 1. 「放射線測定」はその他の作業において実施している場合は、必要に応じて省略することができる。
2. 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。



10.3.1.5 土地表面の被覆（局所）

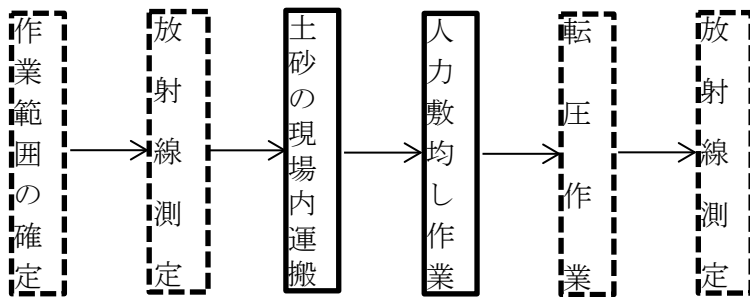
- ① 人力による被覆（厚さ 5cm 程度）に適用する。
- ② 現場内小運搬を含む。

100m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
一般世話役		人	2.7	
普通作業員		人	7.2	
●諸雑費				
諸雑費		%	1	労務費の 1%
計				

- ※1 諸雑費は、スコップ・バケツ・一輪車・ジョレン等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
- ※2 転圧する場合は別途計上する。

施工フロー



- (注) 1. 「放射線測定」はその他の作業において実施している場合は、必要に応じて省略することができる。
2. 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。



10.3.1.6 砂利、碎石、玉砂利の被覆（局所）

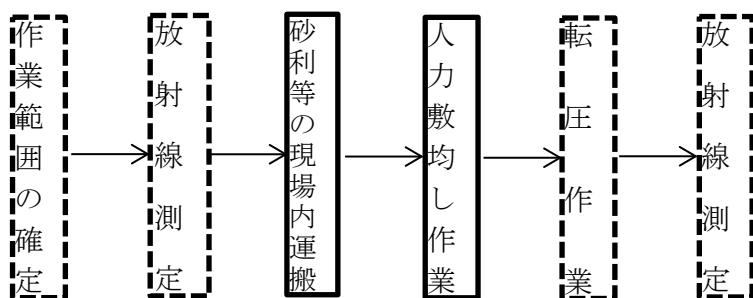
- ① 人力による被覆（厚さ 5cm 程度）に適用する。
- ② 現場内小運搬を含む。

100m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
一般世話役		人	1.5	
普通作業員		人	5.9	
●諸雑費				
諸雑費		%	1	労務費の1%
計				

- ※1 諸雑費は、スコップ・バケツ・一輪車・ジョレン等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
- ※2 転圧する場合は別途計上する。

施工フロー



- (注) 1. 「放射線測定」はその他の作業において実施している場合は、必要に応じて省略することができる。
2. 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。



10.3.2 側溝

10.3.2.1 堆積物の除去

「1.4.3.1 堆積物の除去」を参照

10.3.2.2 高圧水洗浄

「1.4.3.2 高圧水洗浄」を参照

第 3 章 環境省積算基準等通知資料

週休2日制工事の試行について

○週休2日制工事の試行について

環境会発第 1712063 号

平成 29 年 12 月 6 日

大臣官房会計課長から環境省内各部局・機関の長宛て

改正 平成 30 年 8 月 27 日環境会発第 1808271 号

改正 令和 2 年 7 月 21 日環境会発第 2007211 号

改正 令和 4 年 5 月 30 日環境会発第 2205301 号

改正 令和 6 年 9 月 2 日環境会発第 2409021 号

建設産業においては適正な工期設定、適切な賃金確保、週休2日の推進等、長時間労働の是正及び休日確保に向け必要な環境整備を進めることが必要であるとして、建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議において、建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定し、環境省では「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインについて」（平成 29 年 9 月 6 日付け環境会発第 1709062 号）によりその周知を図ったところである。

ガイドラインにおいては、「発注者は、長時間労働の是正や週休2日の確保などの建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備に配慮して、適正な工期での請負契約を締結する役割を担う」とされ、また、「国の発注工事においては当該ガイドラインに沿った工事の実施」が求められており、当省においても適正な工期設定に係る取組として、環境省が発注する施設整備の建設現場における週休2日を推進するため「週休2日制工事の試行について」（平成 29 年 12 月 6 日付け環境会発第 1712063 号）を通知し、建設工事の発注者としてガイドラインを踏まえた各種施策に取り組んできた。

今般、別紙「週休2日制工事の試行実施要領」を改正したので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、「週休2日交替制モデル工事の試行実施要領について（通知）」（令和 4 年 5 月 30 日付け環境会発第 2205302 号）は廃止する。

附則

改正後の本通知（令和 6 年 9 月 2 日付環境会発第 2409021 号）は、令和 6 年 12 月 1 日以降に入札公告等を行う工事について適用する。なお、令和 6 年 11 月 30 日までに入札公告等を行う工事については、従前によるものとする。

週休2日制工事の試行実施要領

1 試行対象工事

全ての工事を対象に、原則として現場閉所により週休2日を確保する週休2日制工事（現場閉所型）を適用する。

なお、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、現場代理人、技術者及び技能労働者（以下「現場代理人等」という。）が交替しながら各人が週休2日を確保する週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）を適用する。

2 週休2日の考え方

（1）週休2日制工事（現場閉所型）

ア 月単位の週休2日とは、現場施工期間において、全ての月ごとに4週8休以上の現場閉所を行ったと認められることをいう。

通期の週休2日とは、現場施工期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められることをいう。

イ 現場施工期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

ウ 月単位の4週8休以上とは、現場施工期間内の全ての月ごとの現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

通期の4週8休以上とは、現場施工期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

エ 現場閉所日とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（2）週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）

ア 月単位の週休2日とは、現場施工期間において、全ての月ごとに現場代理人等が交替しながら各人が4週8休以上の休日確保を行ったと認められることをいう。

通期の週休2日とは、現場施工期間において、現場代理人等が交替しながら各人が4週8休以上の休日確保を行ったと認められることをいう。

イ 現場施工期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

ウ 月単位の4週8休以上とは、現場施工期間内に1週間以上現場に従事した現場代理人等の各人について、現場施工期間内における全ての月ごとの休日日数の割合（以下、「休日率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、休日日数が当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上となっている状態をいう。

なお、休日率の算定にあたっては、工事に一時的に従事した技術者及び技能労働者は対象外とする。

通期の4週8休以上とは、現場施工期間内に1週間以上現場に従事した現場代理人等の各人について、現場施工期間内における休日日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪、荒天等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

エ 休日の確認対象は、施工体制台帳に記載された建設会社等のすべての技術者等とし、休日取得状況を確認するものとする。

3 試行のタイプ

発注者指定方式により発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は、受注者希望方式で発注することができる。

(1) 発注者指定方式

発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式（通期の週休2日は必須）

(2) 受注者希望方式

受注者が、工事着手前に、発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日は必須）

4 工期の設定

週休2日制工事における工期の設定に当たっては、工種の区分等に応じて、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン改訂について」（平成30年7月5日付け環境会発第1807057号）別添「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン改訂について」（平成30年7月2日付け国土入企第13-1号）または『直轄土木工事における適正な工期設定指針』の一部改定について（通知）（令和4年5月10日付け環境会発第2205107号）別添『直轄土木工事における適正な工期

設定指針』の一部改定について」(令和4年3月28日付け国技建管第24号)に示された適正な工期設定に係る事項を考慮し、以下に留意して行うものとする。

(1) 工期設定の検討方法

(一社)日本建設業連合会の建築工事適正工期算定プログラム等の各種プログラムを利用する場合は、過去の類似工事実績と比較して工期が妥当であることを確認し、当該工事の特性を踏まえ必要に応じ修正するものとする。

なお、プログラムについては常に最新のバージョンを使用すること。

(2) 適切な作業及び施工期間の設定

工期の設定に当たっては、計画通知等の許可申請、施工準備、各施工段階、各種検査、後片付け及び清掃期間等のクリティカルとなる期間を適切に見込むものとする。

なお、施工準備期間は、工事の特性及び実績を勘案し、30日から90日の間で、必要な日数を設定する。また、施工終了後の期間は20日間を最大として必要な日数を設定する。

(3) 後工程への配慮

内装工事、設備工事、舗装工事等の後工程についても適切な施工期間を設定し、全体のしわ寄せをしないよう配慮する。

(4) その他

ア 工期設定に必要な現場条件について、必要に応じて設計図書へ明示するよう務めるものとする。

イ 設計変更に伴い工期延期する場合においても、指針等に基づき適切に変更する。

5 工事工程の共有

(1) 試行工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。

(2) 円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程(特にクリティカルパス)と関連する案件の処理期限(誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか)について、受発注者で共有するものとする。

(3) 工事工程は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、受注者が作成することとし、その旨を特記仕様書に明示するものとする。

(4) 工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者(専門工事業者等の技術者等)を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。

(5) 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。

なお、発注者側の理由により工期の変更ができない場合は、受発注者間で協議の上措置する。

6 工事費の補正

(1) 積算方法

工事費に、以下に掲げる区分に応じて定める補正係数を乗じるものとする。なお、土木工事に係る市場単価方式における週休2日の補正については、「市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和6年3月6日付け国技建管第9号）によるものとし、土木工事標準単価における週休2日の補正については、「土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和6年3月6日付け国技建管第10号）によるものとする。また、建築・設備工事に係る市場単価方式における週休2日の補正については、「営繕工事における週休2日促進工事の実施及び積算方法等の改定について（通知）」（令和6年6月3日付け環境会発第2406033号）別添「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」（令和6年3月22日付け国営積第13号）によるものとする。

ア 週休2日制工事（現場閉所型）

対象期間内の現場閉所率に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

① 月単位の週休2日（現場閉所率28.5%以上）の場合

	土木工事	建築・設備工事
労務費	1.04	1.04
機械経費（賃料）	1.02	—
共通仮設費率	1.03	—
現場管理費率	1.05	—

② 通期の週休2日（現場閉所率28.5%以上）の場合

	土木工事	建築・設備工事
労務費	1.02	1.02
機械経費（賃料）	1.02	—
共通仮設費率	1.02	—
現場管理費率	1.03	—

イ 週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）

対象期間内の休日率に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

① 月単位の週休2日（休日率28.5%以上）の場合

	土木工事	建築・設備工事
労務費	1.04	1.04
現場管理費率	1.03	—

② 通期の週休2日（休日率28.5%以上）の場合

	土木工事	建築・設備工事
労務費	1.02	1.02
現場管理費率	1.01	—

（2）補正方法

ア 週休2日制工事（現場閉所型）

① 発注者指定方式の場合

入札説明書等において月単位の週休2日に取り組む旨を明記するとともに、月単位の4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日の補正係数に変更し、請負代金額を減額変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が月単位の週休2日又は通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。

② 受注者希望方式の場合

入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日の取組について協議することを明記するとともに、月単位の4週8休以上の現場閉所を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないもの及び工事着手前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が月単位の週休2日の取組を希望しないものを含む。）は、通期の週休2日の補正係数に変更し、請負代金額を減額変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、工事着手前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が月単位の週休2日の取組を希望しないものを含む。）については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて、通期の週休2日の補正係数への変更を行うものとする。

提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。なお、月単位の週休2日に関する点数を減ずる措置は行わない。

イ 週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）

① 発注者指定方式の場合

入札説明書等において、現場代理人等が交替しながら月単位の週休2日以上の日日の確保に取り組む旨を明記するとともに、月単位の4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日の補正係数に変更し、請負代金額を減額変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が月単位の週休2日又は通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。

② 受注者希望方式の場合

入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して現場代理人等の交替制による月単位の週休2日以上の日日の確保の取組について協議することを明記するとともに、月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないもの及び工事着手前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が交替制による月単位の週休2日の取組を希望しないものを含む。）は、通期の週休2日の補正係数に変更し、請負代金額を減額変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、工事着手前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が月単位の週休2日の取組を希望しないものを含む。）については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて、通期の週休2日の補正係数への変更を行うものとする。

提出された工程表が現場代理人等の交替制による通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。なお、月単位の週休2日に関する点数を減ずる措置は行わない。

7 1ヶ月ごとの4週8休以上の実施について

受注者が週休2日に取り組む場合、月単位の週休2日又は通期の週休2日に係わらず、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所または全ての現場代理人等による月毎の4週8休以上の休日取得が達成できるよう努めるものとし、発注者はこれを要請する。

8 入札公告から工事完了後までの流れ

(1) 週休2日制工事（現場閉所型）の場合

ア 発注時

入札公告、入札説明書及び特記仕様書に当該工事が週休2日制工事（現場閉所型）の対象工事であることを記載するものとする。

イ 施工時

監督職員は、現場閉所率を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について月1回程度を目安として受注者に提示を求め、取組の状況を確認するものとする。取組の状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

ウ 完成時

① 受注者は別紙様式第1「現場閉所実績報告書」を作成し、監督職員へ提出するものとする。

② 監督職員は、現場閉所実績報告書により現場施工期間内における現場閉所日数等を確認し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。

(2) 週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の場合

ア 発注時

入札公告、入札説明書及び特記仕様書に当該工事が週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の対象工事であることを記載するものとする。

イ 施工時

また、工事着手前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が月単位の週休2日の取組を希望しないものを含む。）については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて、通期の週休2日の補正係数への変更を行うものとする。

提出された工程表が現場代理人等の交替制による通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。なお、月単位の週休2日に関する点数を減ずる措置は行わない。

7 1ヶ月ごとの4週8休以上の実施について

受注者が週休2日に取り組む場合、月単位の週休2日又は通期の週休2日に係わらず、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所または全ての現場代理人等による月毎の4週8休以上の休日取得が達成できるよう努めるものとし、発注者はこれを要請する。

8 入札公告から工事完了後までの流れ

(1) 週休2日制工事（現場閉所型）の場合

ア 発注時

入札公告、入札説明書及び特記仕様書に当該工事が週休2日制工事（現場閉所型）の対象工事であることを記載するものとする。

イ 施工時

監督職員は、現場閉所率を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について月1回程度を目安として受注者に提示を求め、取組の状況を確認するものとする。取組の状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

ウ 完成時

① 受注者は別紙様式第1「現場閉所実績報告書」を作成し、監督職員へ提出するものとする。

② 監督職員は、現場閉所実績報告書により現場施工期間内における現場閉所日数等を確認し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。

(2) 週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の場合

ア 発注時

入札公告、入札説明書及び特記仕様書に当該工事が週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の対象工事であることを記載するものとする。

イ 施工時

監督職員は、休日率を確認できる資料等（休日取得実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について月1回程度を目安として受注者に提示を求め、取組の状況を確認するものとする。

取組の状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

ウ 完成時

- ① 受注者は別紙様式第2「休日取得実績報告書」を作成し、監督職員へ提出するものとする。
- ② 監督職員は、休日取得実績報告書により現場施工期間内における休日取得日数等を確認し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。

9 入札公告、入札説明書及び工事特記仕様書の記載例

(1) 週休2日制工事（現場閉所型）の場合

ア 入札公告

入札公告の1工事概要（7）の次に以下の文書を記載する。ただし、「見積活用方式」及び「電子入札対象」に関する記載がある場合は、それらの次に記載する。

(○) 本工事は、現場閉所により週休2日を確保する「週休2日制工事（現場閉所型）※【（発注者指定型）又は（受注者希望型）】」の対象工事である。

※【】は、（発注者指定型）又は（受注者希望型）のいずれかを記載する。

イ 入札説明書

入札説明書の3工事概要（6）の次に以下の文書を記載する。ただし、「見積活用方式」に関する記載がある場合は、その次に記載する。

(○) 本工事は、現場閉所により週休2日を確保する「週休2日制工事（現場閉所型）※【（発注者指定型）又は（受注者希望型）】」の対象工事である。入札時には、当初の予定価格から現場施工期間内における全ての月ごとの現場閉所日数の割合が4週8休（28.5%（8日/28日））以上を満たすことを前提に、労務費等を補正することにより工事費を積算する。

週休2日の考え方は下記のとおりである。

ア 月単位の週休2日とは、現場施工期間内において、全ての月ごとに4週8休以上の現場閉所を行ったと認められることをいう。

通期の週休2日とは、現場施工期間内において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められることをいう。

イ 現場施工期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

ウ 月単位の4週8休以上とは、現場施工期間内における全ての月ごとの現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

通期の4週8休以上とは、現場施工期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪、荒天等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

エ 現場閉所日数とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場や現場事務所が閉所された日をいう。

オ 月単位の週休2日を達成できない場合において、通期の週休2日を達成した場合は、補正係数を変更し、通期の週休2日を達成できない場合は、補正係数を除し、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額する。

※【】は、（発注者指定型）又は（受注者希望型）のいずれかを記載する。

ウ 工事特記仕様書

工事特記仕様書に、以下の文書を記載する。

○1 本工事は、建設工事における週休2日制工事（現場閉所型）の対象工事である。

2 週休2日の考え方

(1) 月単位の週休2日とは、現場施工期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められることをいう。

(2) 現場施工期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含めない。

(3) 月単位の4週8休以上とは、現場施工期間内における全ての月で現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

通期の4週8休以上とは、現場施工期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(4) 現場閉所日とは、巡回パトロール及び保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された日をいう。

(5) 受注者の責によらない現場開所

工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。

ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

(6) やむを得ない現場閉所

やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

3 現場閉所実績報告書

受注者は、毎月末までに現場閉所実績報告書を作成し、監督職員が指定する日までに現場閉所実績報告書を提出するものとする。

4 総合工事工程表の作成

受注者は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、総合工程表を作成する。

総合工事工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確保等、下記の条件を適切に考慮する。

- (1) 建設工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）の確保
- (2) 建設業者が施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の「施工準備期間」
- (3) 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」
- (4) 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数

5 工事工程の共有

- (1) 工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。

日/28日))以上を満たすことを前提に、労務費等を補正することにより工事費を積算する。

週休2日の考え方は下記のとおりである。

ア 月単位の週休2日とは、現場施工期間において、全ての月ごとに現場代理人等が交替しながら各人が4週8休以上の休日確保を行ったと認められることをいう。

通期の週休2日とは、現場施工期間において、現場代理人等が交替しながら各人が4週8休以上の休日確保を行ったと認められることをいう。

イ 現場施工期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

ウ 月単位の4週8休以上とは、現場施工期間内に1週間以上現場に従事した現場代理人等の各人について、現場施工期間内における全ての月ごとの休日日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、休日日数が当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上となっている状態をいう。

通期の4週8休以上とは、現場施工期間内に1週間以上現場に従事した現場代理人等の各人について、現場施工期間内における休日日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪、荒天等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

エ 月単位の週休2日を達成できない場合において、通期の週休2日を達成した場合は、補正係数を変更し、通期の週休2日を達成できない場合は、補正係数を除し、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。

(○) 現場開所日における現場代理人等の休暇取得に当たっては、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないこと並びに発注者との連絡体制の確保状況について、事前に発注者の了解を得ること。

建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項の規定に基づき専任の者でなければならないとされている主任技術者又は監理技術者(以下「監理技術者等」という。)の休暇については、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を事前に得ること。

※【】は、(発注者指定型)又は(受注者希望型)のいずれかを記載する。

ウ 工事特記仕様書

工事特記仕様書に、以下の文書を記載する。

- 1 本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者（以下「現場代理人等」という。）が交替しながら、各人が週休2日を確保する「週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）」の対象工事である。

2 週休2日の考え方

- (1) 月単位の週休2日とは、現場施工期間において、全ての月で現場代理人等が交替しながら各人が4週8休以上の休日確保を行ったと認められることをいう。

通期の週休2日とは、現場施工期間において、現場代理人等が交代しながら各人が4週8休以上の休日確保を行ったと認められることをいう。

- (2) 現場施工期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

- (3) 月単位の4週8休以上とは、現場施工期間内に1週間以上現場に従事した現場代理人等の各人について、現場施工期間内における全ての月の休日日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、休日日数が当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上となっている状態をいう。

通期の4週8休以上とは、現場施工期間内に1週間以上現場に従事した現場代理人等の各人における現場施工期間内における休日日数の割合（以下「休日率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

- (4) 休日の確認対象は、施工体制台帳に記載された建設会社等のすべての技術者等とし、休日取得状況を確認するものとする。

- (5) 工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して交替制による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、交替制による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

- (6) やむを得ず交替制による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とする。

3 現場閉所実績報告書

受注者は、毎月末までに休日取得実績報告書を作成し、監督官が指定する日までに提出するものとする。

4 休日率の達成状況及び精査

工事完成時において、現場施工期間における全ての月ごとの現場代理人等の休日率が28.5%に満たない場合は、補正した労務費（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工）及び現場管理費率を請負代金額の変更により減額するものとする。

10 その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合等については、これらによらないことができる。

休日取得実績報告書

(年 月末現在)

工 事 名 :

工 期 :

作成日 :

会社名	氏名	現場施工期間	現場施工日数	休日日数	休日率	備考
		～	日	日	%	
		～	日	日	%	
		～	日	日	%	
		～	日	日	%	
		～	日	日	%	
		～	日	日	%	
		～	日	日	%	
		～	日	日	%	
		～	日	日	%	
		～	日	日	%	
		～	日	日	%	
		～	日	日	%	
		～	日	日	%	
		～	日	日	%	
		～	日	日	%	
		～	日	日	%	
		～	日	日	%	
		～	日	日	%	
		～	日	日	%	
		～	日	日	%	
		～	日	日	%	
		～	日	日	%	
		～	日	日	%	
		～	日	日	%	
		～	日	日	%	
		～	日	日	%	
		～	日	日	%	
		～	日	日	%	
		～	日	日	%	

受 注 者 :

会 社 名 :

現場代理人氏名 :

事務連絡
令和6年11月29日

環境省内各部署・機関 会計事務担当者 殿

大臣官房会計課

週休2日制工事の試行に係る留意事項等について

令和6年9月2日付け環境会発第2409021号により改正した「週休2日制工事の試行について」（平成29年12月6日付け環境会発第1712063号。以下「通知」という。）の実施にあたって留意すべき事項等について以下のとおりとりまとめたので、参考とされたい。

1. 週休2日制工事（現場閉所型）の実施状況の確認方法について

発注者は、週休2日に取り組む受注者（以下、「受注者」という）から提出される現場閉所実績報告書等により現場閉所の実施状況の確認を行う。確認の経緯及び結果については、別紙参考様式1の工事打合せ簿等を用いて記録するものとする。

発注者による現場閉所の状況の確認は月1回程度を目安とし、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

施工箇所が点在する工事の場合、施工箇所ごとに週休2日補正を設定せず、工事全体に補正を掛けることとし、現場閉所の実施にあたっては、全ての地区を同日で閉所するものとする。

<受注者の取り組み内容>

ア 受注者は、施工計画書に以下の条件を満たす工程を立てた工程表を添付し発注者に提出する。

・対象期間中、工事現場において週休2日相当の休日を確保し、工程表に休日を明記する。

・工程表で定めた休日においては、下請企業を含む工事現場の全労働者を休日とする。

イ 受注者は対象期間中、やむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に発注者と協議する。

ウ 受注者は毎月末までに現場閉所実績報告書を作成し、発注者が指定する日までに提出して確認を受ける。発注者は、必要に応じて工事現場の労働者の勤務状況がわかる既存資料（出勤簿、工事日誌、現場閉所実績が記載された工程表等）の提示を受注者に対して求めるものとする。

エ 受注者は週休2日の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。

＜発注者の取り組み内容＞

- ア ウィークリースタンス等を徹底することにより、受注者の週休2日の取り組みに協力すること。
- イ 発注者は受注者に対して週休2日確保の取り組みに支障が出ないように、全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するよう努めるなど、工程調整等に配慮し、工程（工期）の変更等に柔軟に対応する。
- ウ 発注者は緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が生じるような示を行ってはならない。
- エ 発注者による現場閉所の状況の確認は月1回程度を目安とし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

【週休2日（4週8休）を確保するイメージ】

- ア 対象期間
工事開始日から工事完成日のうち、非対象期間を除いた期間
- イ 非対象期間
準備期間、後片付け期間、年末年始（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみが行われている期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、工事契約後、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間
- ウ 休工対象日数
「土曜日・日曜日」、「祝祭日」を問わず、対象期間の4週8休以上の日数とする。
また、現場閉所は降雨・降雪等により休工した場合に加え、「災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合」「異常気象等による安全パトロール」「休むべき日に現場見学会等、現場を公開する場合」などが想定されるが、現場閉所日としてカウントするかは、受発注者間の協議により決定するものとし、臨機に対応すること。



2. 週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の場合

発注者は、受注者から提出される休日取得実績報告書等により技術者及び技能労働者の休日率の達成状況の確認を行う。確認の経緯及び結果については、別紙参考様式2の工事打合せ簿等により記録するものとする。

発注者による休日率の確認は月1回程度を目安とし、週休2日交替制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

<受注者の取り組み内容>

ア 週休2日に取り組む受注者（以下、「受注者」という）は、施工計画書に以下の条件を満たす工程を立てた工程表を添付し発注者に提出する。

・対象期間中、工事現場において週休2日相当の休日を確保し、工程表に休日を明記する。

・工程表で定めた休日においては、下請企業を含む工事現場の全労働者を休日とする。

イ 受注者は対象期間中、やむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に発注者と協議する。

ウ 受注者は毎月末までに休日取得実績報告書を作成し、発注者が指定する日までに提出して確認を受ける。この際、発注者は受注者に対して、必要に応じて工事現場の労働者（下請企業を含む）の休日取得状況がわかる既存資料（出勤簿、工事日誌、休日実績が記載された工程表等）の提示を求めるものとする。

エ 受注者は週休2日の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。

<発注者の取り組み内容>

ア ウィークリースタンス等を徹底することにより、受注者の週休2日の取り組みに協力すること。

イ 発注者は受注者に対して週休2日確保の取り組みに支障が出ないように、全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するよう努めるなど、工程調整等に配慮し、工程（工期）の変更等に柔軟に対応する。

ウ 発注者は緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が生じるような指示を行ってはならない。

【休日率を確認する対象者】

ア 施工体制台帳上の元請け及び下請けの技術者及び技能労働者を対象とする。

イ 非常勤（臨時）で従事する者は除く。

【休日日数の割合（休日率）の算出】

ア 対象者ごとに、休日日数の割合（＝当該工事における休日日数／工期日数※）を算出する。

※下請けの場合、工期日数は施工体制台帳上の工期から設定

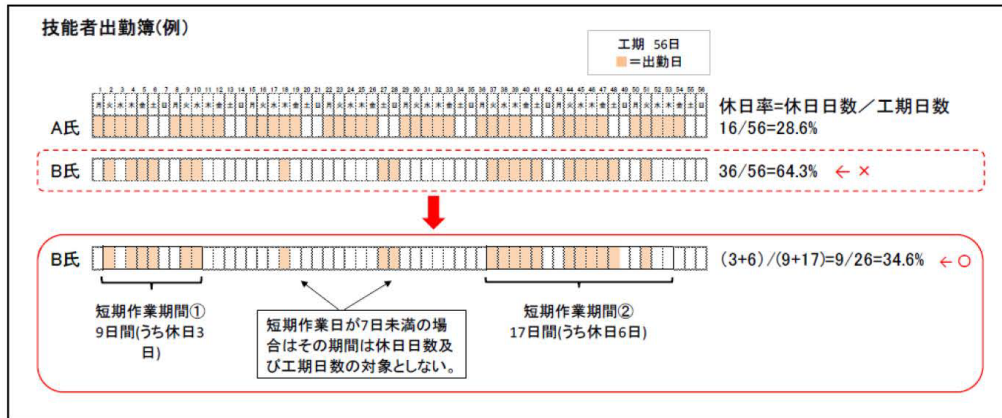
イ 全対象者の「休日日数の割合（休日率）」を平均化する。

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均
A建設	●●	300	90	30.0%	28.9%
	■	300	80	26.7%	
	◆◆	300	84	28.0%	
	▲▲	300	90	30.0%	
B建工(一次下請)	○○	200	60	30.0%	
	□□	200	65	32.5%	
C電設(二次下請)	××	100	25	25.0%	
					4週8休以上

工事着手前に確認

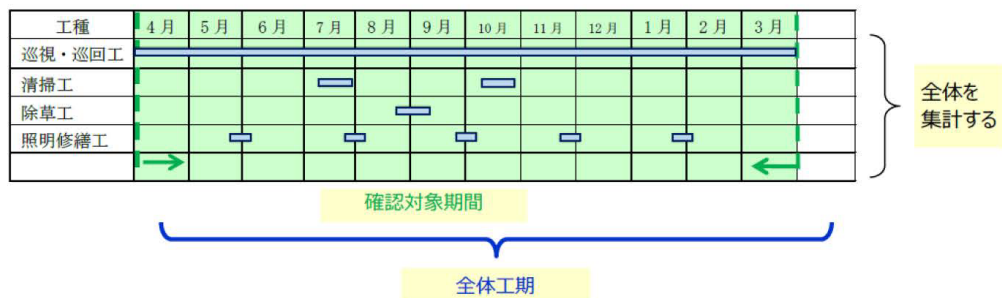
工事完成時に確認

ウ 非常勤（臨時）以外で短期作業期間が偏在する作業形態の作業員については、短期作業期間のみを合計した期間を集計期間とし、短期作業期間と短期作業期間の間の作業のない中抜け期間は休日日数を算出する際の休日日数及び工期日数の対象としない。短期作業期間の定義は、作業日が7日以上ある場合とし、作業日が7日未満の場合は週休2日が成立しないことから、その期間は休日日数及び工期日数の対象としない。



【対象工種・確認対象期間】

工種によっては交替要員の確保が困難な工種もありうるが、全工種、全ての技術者、技能労働者の平均での休日率で判断する。



工事打合せ簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	令和〇〇年〇月〇日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ()		
工事名	〇〇〇〇〇〇〇〇工事		
(内容) 特記仕様書(〇〇)「週休2日の実施」に基づき、週休2日実施状況について協議します。			
		① 工事着手日	令和〇年〇月〇日
		② 工事完成日	令和〇年〇月〇日
		③ 週休2日対象期間	〇〇日(年末年始・夏季休暇除く)
		④ うち現場閉所日	〇〇日
		⑤ 現場閉所率(④÷③)	〇〇.〇%
添付 葉、その他添付図書			
処理・回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します <input type="checkbox"/> その他 (「〇〇(※資料名)」により現場閉所率を確認しました。) 年月日：	
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理 します <input type="checkbox"/> その他 () 年月日：	

総括 監督員	主任 監督員	監督員

現場 代理人	主任 (監理) 技術者

(現場閉所実績報告書及び関連資料資料を監督職員に提示し確認を受けること)

工事打合せ簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	令和〇〇年〇月〇日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ()		
工事名	〇〇〇〇〇〇〇〇工事		
(内容) 特記仕様書(〇〇)「週休2日交替制適用工事の実施」に基づき、週休2日実施状況について、下記及び別紙対象者毎の休日日数割合一覧表のとおり協議します。			
① 全体工期		令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	〇〇日
② 週休2日確認対象期間		令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	〇〇日
③ 平均休日率 (休日日数の割合)		〇〇.〇%	
添付図 葉、その他添付図書			
処理・回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します <input type="checkbox"/> その他 (「〇〇(※資料名)」により平均休日率を確認しました。) 年月日：	
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理 します <input type="checkbox"/> その他 () 年月日：	

総括 監督員	主任 監督員	監督員

現場 代理人	主任 (監理) 技術者

(休日取得実績報告書及び関連資料を監督職員に提示し確認を受けること)

建設キャリアアップシステムの活用について

環境会発第 2310241 号

令和 5 年 10 月 24 日

環境省内各部署・機関の長 殿

大臣官房会計課長

(公印省略)

建設キャリアアップシステムの活用について（試行）

建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用については、建設技能者の処遇改善による担い手確保を更に推進することを目的として、国土交通省より普及・活用等について周知されてきたところ、環境省直轄の一般土木工事においてCCUSを活用するモデル工事の試行について、当面下記のとおり行うこととしたので通知する。

記

1. モデル工事の実施

環境省直轄工事のうち、一般土木工事の支出負担行為担当官が発注する工事（予定価格が WTO 対象工事以上）については、原則として全ての工事においてモデル工事を実施することとする。

また、これ以外の環境省直轄工事については、建設業界の要望や理解の状況を十分踏まえた上で、対象とする工事や件数、発注方式を各地方環境事務所、各国民公園等管理事務所において積極的に検討し、モデル工事を実施することとする。

2. 発注方式

CCUSを活用するモデル工事については、以下のいずれかの発注方式により実施するものとし、実施にあたっては、別紙によることとする。

(1) CCUS義務化モデル工事

発注者が、CCUSを活用することを指定する方式であり、CCUS活用目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点又は減点を行う試行工事

(2) CCUS活用推奨モデル工事

受注者が、工事着手前に、発注者に対してCCUSを活用することを協議したうえで取り組む方式であり、CCUS活用目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点を行う試行工事

3. フォローアップの実施

モデル工事における効果や課題を検証し、必要に応じて別紙を改善していくため、別途国土交通省より実態把握のための調査が依頼されることがあるので、承知されたい。

附 則

本通知の施行後、令和6年度の調達に係る入札公告等を行う工事から適用する。

建設キャリアアップシステム活用モデル工事 実施要領

1. 目的

本要領は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促進するため、環境省直轄工事において、発注者がCCUSを活用することを指定し、CCUS活用目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点又は減点するモデル工事（以下「CCUS義務化モデル工事」という。）及び受注者が発注者に対してCCUSを活用することを協議し、CCUS活用目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点するモデル工事（以下「CCUS活用推奨モデル工事」という。）の試行を実施するため、必要な事項を定め、もってCCUS義務化モデル工事及びCCUS活用推奨モデル工事の試行の円滑な実施に資することを目的とする。

2. 用語の定義

本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- ・下請企業： 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
- ・技能者： 下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
- ・CCUS登録事業者： 下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
- ・CCUS登録技能者： 技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
- ・登録事業者率： $\text{CCUS登録事業者の数} / \text{下請企業の数}$
- ・登録技能者率： $\text{CCUS登録技能者の数} / \text{技能者の数}$
- ・就業履歴蓄積率： $\text{建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数} / \text{工事現場へ入場した技能者の数}$
- ・計測日： 登録事業者率、登録技能者率又は就業履歴蓄積率を計測する日をいう。計測日は、特記仕様書に基づき受発注者の協議の上で決定するものとし、工事の始期から半年後を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で設定するものとする。
- ・平均登録事業者率： 登録事業者率の計測日における登録事業者率の平均値をいう。
- ・平均登録技能者率： 登録技能者率の計測日における登録技能者率の平均値をいう。
- ・平均就業履歴蓄積率： 就業履歴蓄積率の計測日における就業履歴蓄積率の平均値をいう。

3. CCUS義務化モデル工事

(1) 試行内容

CCUS義務化モデル工事の対象工事において、発注者は、下表のとおり指標ごとの最低基準及び目標基準を指定するものとし、最低基準及び目標基準の達成状況に応じて、工事成績評定に基づく工事成績評定点について加点又は減点を行うものとする。

指標	最低基準	目標基準
平均登録事業者率	70%	90%
平均登録技能者率	60%	80%
平均就業履歴蓄積率	30%	50%

(2) 最低基準及び目標基準の達成状況の確認方法

発注者は、受注者に対して(1)に掲げる各指標に係る最低基準及び目標基準の計測日における達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、最低基準及び目標基準の達成状況を確認するものとする。

(3) 工事成績評定への反映

受注者が(1)に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成した場合は、「工事成績要領の改定について」(平成28年9月13日付け環境会発第1609131号)及び「中間貯蔵施設事業に係る請負工事成績評定等について」(平成29年3月30日付け環放参発第1703301号)以下「工事成績評定実施要領」という。)の別記様式第1における考査項目「5. 創意工夫」の「その他」において、1点加点するものとする。

受注者が、(1)に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成し、かつ、平均登録技能者率90%以上を達成した場合は、同考査項目において更に1点加点するものとする。

また、受注者が(1)に掲げるいずれかの指標に係る最低基準を達成しなかった場合は、工事成績評定実施要領の別記様式第1における考査項目「7. 法令遵守等」において、1点減点するものとする。

(4) 未達成項目等の報告

受注者が(1)に掲げるいずれかの指標に係る最低基準を達成しなかった場合、発注者は、工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに受注者に報告させるものとする。

(5) 入札説明書及び特記仕様書への明示

CCUS義務化モデル工事の対象工事は、下記の例に従い、入札説明書及び特記仕様書においてその旨を明らかにすること。

<入札説明書>

(○) 本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。

試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

<特記仕様書>

第〇条 CCUS義務化モデル工事

1. 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の普及促進を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評価を実施する試行工事である。
2. 受注者は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。
3. 本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。
 - ・下請企業：建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
 - ・技能者：下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
 - ・CCUS登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
 - ・CCUS登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
 - ・登録事業者率：CCUS登録事業者の数／下請企業の数
 - ・登録技能者率：CCUS登録技能者の数／技能者の数
 - ・就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数
 - ・平均登録事業者率：4. に定める計測日において計測された登録事業者率の平均値
 - ・平均登録技能者率：4. に定める計測日において計測された登録技能者率の平均値
 - ・平均就業履歴蓄積率：4. に定める計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値
4. 受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で計測（当該計測した日を以下「計測日」という。）し、発注者に報告する。具体的な計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。ただし、計測頻度については、CCUSの改修状況を踏まえて、受発注者の協議の上で変更することがある。
5. 受注者は、本工事期間中において、平均登録事業者率70%以上、平均登録技能者率60%以上及び平均就業履歴蓄積率30%以上（以下「最低基準」と総称する。）を全て達成するものとし、最低基準が未達成の場合は、本工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告すること。また、発注者は、工事成績評価実施要領の別記様式第1における考査項目（以下「考査項目」という。）「7. 法令遵守等」において1点減点を行う。

6. 受注者が、本工事期間中において、平均登録事業者率 90%以上、平均登録技能者率 80%以上及び平均就業履歴蓄積率 50%以上（以下「目標基準」と総称する。）を全て達成した場合は、発注者は、考査項目「5. 創意工夫」の「その他」において1点加点を行う。また、受注者が、目標基準を全て達成し、かつ、平均登録技能者率 90%以上を達成した場合は、発注者は、考査項目「5. 創意工夫」の「その他」において更に1点加点を行う。
7. モデル工事における効果や課題を検証するため、発注者がCCUSの活用状況等の実態調査を行う場合は、これに協力すること。

4. CCUS活用推奨モデル工事

(1) 試行内容

CCUS活用推奨モデル工事の対象工事において、受注者がCCUSの活用に取り組む旨を希望し、工事着手前に発注者に対してCCUSを活用することを協議した場合は、発注者は、下表のとおり指標ごとの最低基準及び目標基準を指定するものとし、当該目標基準の達成状況に応じて、工事成績評定に基づく工事成績評定点について加点を行うものとする。

指標	最低基準	目標基準
平均登録事業者率	70%	90%
平均登録技能者率	60%	80%
平均就業履歴蓄積率	30%	50%

なお、本制度が技能者のキャリアパス形成に資する取組であることを踏まえ、工事成績評定未実施の工事においても試行することは妨げない。

(2) 最低基準及び目標基準の達成状況の確認方法

発注者は、受注者に対して（1）に掲げる各指標に係る最低基準及び目標基準の計測日における達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、最低基準及び目標基準の達成状況を確認するものとする。

(3) 工事成績評定への反映

受注者が（1）に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成した場合は、工事成績評定実施要領の別記様式第1における考査項目「5. 創意工夫」の「その他」において、1点加点するものとする。受注者が、（1）に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成し、かつ、平均登録技能者率 90%以上を達成した場合は、同考査項目において更に1点加点するものとする。

(4) 未達成項目等の報告

受注者が（1）に掲げるいずれかの指標に係る最低基準を達成しなかった場合、発注者は、工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに受注者に報告させるものとする。

(5) 入札説明書及び特記仕様書への明示

CCUS活用推奨モデル工事の対象工事は、下記の例に従い、入札説明書及び特記仕様書においてその旨を明らかにすること。

<入札説明書>

(○) 本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

<特記仕様書>

第〇条 CCUS活用推奨モデル工事

1. 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の普及促進を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評価を実施する試行工事である。

(工事成績評価未実施の場合)

1. 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の普及促進を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定する試行工事である。
2. 受注者は、CCUSの活用について希望する場合、工事着手前に発注者に対して協議し、CCUSの活用に取り組むものとする。
また、受注者がCCUSの活用に取り組む場合は、本条3.～7.を適用するものとし、受注者がCCUSの活用に取り組まない場合は、本条3.～7.は適用しないものとする。
3. 受注者は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。
4. 本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- ・ 下請企業： 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
- ・ 技能者： 下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
- ・ CCUS登録事業者： 下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
- ・ CCUS登録技能者： 技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
- ・ 登録事業者率： $\text{CCUS登録事業者の数} / \text{下請企業の数}$
- ・ 登録技能者率： $\text{CCUS登録技能者の数} / \text{技能者の数}$
- ・ 就業履歴蓄積率： $\text{建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数} / \text{工事現場へ入場した技能者の数}$
- ・ 平均登録事業者率： 5. に定める計測日において計測された登録事業者率の平均値

- ・平均登録技能者率： 5. に定める計測日において計測された登録技能者率の平均値
- ・平均就業履歴蓄積率： 5. に定める計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値

5. 受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で計測（当該計測した日を以下「計測日」という。）し、発注者に報告する。具体的な計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。ただし、計測頻度については、CCUSの改修状況を踏まえて、受発注者の協議の上で変更することがある。
6. 受注者が、本工事期間中において、平均登録事業者率90%以上、平均登録技能者率80%以上及び平均就業履歴蓄積率50%以上（以下「目標基準」と総称する。）を全て達成した場合は、発注者は、審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において1点加点を行う。また、受注者が、目標基準を全て達成し、かつ、平均登録技能者率90%以上を達成した場合は、発注者は、審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において更に1点加点を行う。

（工事成績評定未実施の場合）

6. （削除）

7. 受注者は、本工事期間中において、平均登録事業者率70%、平均登録技能者率60%、平均就業履歴蓄積率30%のいずれかが未達成の場合は、本工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告すること。
8. モデル工事における効果や課題を検証するため、発注者がCCUSの活用状況等の実態調査を行う場合は、これに協力すること。

環境会発第 2310242 号
令和 5 年 10 月 24 日

環境省内各部署・機関の長 殿

大臣官房会計課長
(公印省略)

建設キャリアアップシステム義務化モデル工事及び活用推奨モデル工事の積算
について

建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用については、
「建設キャリアアップシステムの活用について（試行）」（令和 5 年 10 月 24 日付け環
境会発第 2310241 号）により、環境省直轄工事において試行的に取り組む事項を定めた
ところであるが、このうち、当該通知において規定する CCUS 義務化モデル工事及び
CCUS 活用推奨モデル工事における積算上の取り扱いを下記のとおり定めたので、遺
漏なきよう措置されたい。

記

CCUS 義務化モデル工事及び CCUS 活用推奨モデル工事のうち受注者がモデル
工事に取り組む場合において、CCUS 活用のためのカードリーダー設置費用及び現場
利用料（カードタッチ費用）について、以下のとおり、精算変更時に支出実績に基づき、
現場管理費として計上することとする。

この際、これらの費用は一般管理費等率の対象外とする。また、予定価格の設定にあ
たり、当該費用については官積算に基づく価格に落札率を乗じないこととする。

1. 用語の定義

①カードリーダー

CCUS に対応した IC カードリーダーとする。

②現場利用料（カードタッチ費用）

CCUS のシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）毎に
発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払いを行う費用のこと。

2. 積算方法等

①カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用する OS が Windows の場合は 1 台あたり 1 万円、iOS の場合は 1 台あたり 3 万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。原則として、1 工事あたり 2 台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2 台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、2 台を上回る費用を計上することができるものとする。このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OS が Windows の場合は 1 台あたり 1 万円、iOS の場合は 1 台あたり 3 万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。

なお、CCUS の継続的な活用の観点から、リースの場合は、費用は計上しない。

また、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は計上しない。

②現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、現場管理費として計上することとする。

なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

3. 特記仕様書への明示

CCUS 義務化モデル工事及び CCUS 活用推奨モデル工事の対象工事は別紙の例に従い、特記仕様書へ明示すること。

4. 適用

本通知は、令和 6 年度の調達に係る入札公告等を行う工事から適用する。

＜特記仕様書記載例＞

○. CCUS現場利用料等について

当初においては計上していないが、【受注者がCCUSの活用に取り組む場合は】
（※）下記①、②の項目を支出実績、現場での使用実績に基づき「CCUS現場利用料等」として精算変更時に費用計上するものとする。なお、費用計上にあたっては、支出実績、現場での使用実績が確認できる資料を監督職員に提出すること。

①カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入費用について、現場で使用するOSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。原則として、1工事あたり2台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、監督職員と協議を行い、必要と認められる場合は、2台を上回る費用を計上することができるものとする。このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。

なお、CCUSの継続的な活用の観点から、リースの場合は、費用は計上しない。

また、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は積上げ計上しない。

②現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、現場管理費として計上することとする。なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

（※）CCUS活用推奨モデル工事の場合【 】内の記載を追記する。